

「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）」
に対する意見及びその考え方（案）

資料 99— 1

意見募集期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）～同年 7 月 30 日（水）
案件番号：145210530

意見提出者一覧

意見提出者 15 件（法人：13 件、個人：2 件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	一般社団法人IPoE協議会
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	株式会社NTTドコモ
4	ソフトバンク株式会社
5	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
6	個人A
7	個人B
8	楽天モバイル株式会社
9	株式会社インターネットイニシアティブ
10	KDDI株式会社
11	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
12	NTT西日本株式会社
13	株式会社三通
14	NTT東日本株式会社
15	株式会社オプテージ

■接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案） ※提出意見については、各意見の上段に意見の概要を記載している。

・第1章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進

意見	考え方	修正の有無
3. 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い		
意見1 ● 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体算定することが望ましいとする本報告書（案）の考え方に賛同。	考え方1	
○ 移動通信分野は、Society5.0の実現に向けて重要な役割を担っており、5GやBeyond5Gの発展が必要です。また、多種多様なMVNOがMNOとの競争を通じてユースケースやソリューションを生み出すことがSociety5.0の実現に大きく寄与すると考えられます。従って、公正な競争環境の実現が必要であると考えます。 ○ この点、5G（SA方式）時代においてMVNOがMNOと同等の競争力を持つためには、接続料の算定に際して恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう、適切かつ共通の考え方をを用いることが適正性確保の観点から重要と考えます。そのため、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体算定することが望ましいとする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見2 ● 当従前より4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を実施しており、引き続き、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応する考え。	考え方2	
○ 当社は、「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）」（以下、「本報告書案」とします。）に記載のとおり従前より4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を実施しております。 ○ 引き続き、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応する考えです。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見3 ● 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることに賛同。	考え方3	
○ 考え方とおり、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることに賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見4 ● 『少なくとも令和8年度予測接続料から4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同。 ● 今後各社の接続料算定において試算の前提と乖離が生じていないかについて、検証することを要望。	考え方4	
○ データ接続料について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、接続料水準の大幅な上昇等の特段の問題が生じない見込みをご確認いただいたことに感謝申し上げますとともに、確認結果を踏まえ、『少なくとも令和8年度予測接続料から4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。 ○ 他方、試算の前提となる原価や需要の見通しが想定通りにならなかった場合は、5G（SA方式）を一体算定した場合の接続料水準が高額となる懸念もあると考えており、今後各社の接続料算定において試算の前提と乖離が生	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、試算の前提と乖離が生じていないかどうかについては、今後の接続料検証の際に、検証を行うことが適当と考えます。	無

<p>じていないかについて、確認と検証をいただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>4. 予測値の算定方法</p>		
<p>意見5</p> <p>● 『引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同。総務省においては、必要に応じてガイドライン等への反映も含めて検討することを要望。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ MVNOにおいて事業計画を作るためには予見性を高めることが非常に重要であり、予測値と実績値の乖離はMVNOのビジネスに大きな影響を与えるものであると考えますので、『引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ 総務省殿においては、引き続きMNOの情報開示状況を確認いただき、必要に応じてガイドライン等への反映も含めてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に規定された「予測を用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む）」に関する情報の一環としてMNOによる積極的な情報開示が必要であり、総務省においては、引き続きMNOによる情報開示状況を確認の上、必要に応じて、ガイドラインへの反映を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見6</p> <p>● MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しており、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をMNO各社に求めると共に、総務省による情報開示状況の確認が必要。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ MNOに比べて事業基盤・規模が小さいMVNOにおいては、接続料の予測値を参考に将来の事業計画やサービス戦略などの策定を行う場合が少なくないと想定されるため、予測値算定の適正性向上による予見性の更なる確保は重要であると考えます。</p> <p>○ この点、本研究会（第96回 2025年5月30日）で当委員会からご説明したとおり、一部MNOからは当該情報の開示がなされているものの、「MNOごとに開示情報の具体性に差がある」「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声が、昨年から引き続き上げられている状況であることから、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しており、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をMNO各社に求めると共に、総務省殿による情報開示状況の確認が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、MNO各社からMVNOに対して積極的な情報開示を行い、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われていることから、総務省においては、引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見7</p> <p>● 現在MNOから開示頂いている内容では予測値の妥当性といった確認は難しいと考えており、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示の検討が必要。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ 情報開示について、現在MNOから開示頂いている内容では、予測値の妥当性といった確認は難しいと考えており、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示を検討頂く必要があるのではないかと考えております。</p> <p>例えば、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額、需要それぞれについて、精算接続料の際の値を基準として、予測接続料3か年ではどのように推移する予測になっているかを数値で示して頂くと共に、その考え方について記載</p>	<p>○ 考え方6のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>頂く等が考えられます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>		
<p>意見8</p> <p>● これまでも乖離の縮小に取り組んできた。今後も、予測値と実績値の差異が発生した場合には、その要因について継続的に確認・分析し、特定の要因によって大きな乖離が継続的に生じていると判断される場合には、算定式やパラメータ設定の考え方に関し、必要に応じた見直しを適切に実施していく考え。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 当社は、予測値と実績値の乖離に関し、これまでも乖離が大きく、かつ継続的に生じる可能性があることを確認した場合には、それを是正すべく当社予測値算定時にパラメータ設定の考え方を見直す等により乖離の縮小に取り組んできました。</p> <p>○ 今後も、予測値と実績値の差異が発生した場合には、その要因について継続的に確認・分析し、特定の要因によって大きな乖離が継続的に生じていると判断される場合には、算定式やパラメータ設定の考え方に関し、必要に応じた見直しを適切に実施していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNOにおいては、予測値と実績値の乖離が発生する理由の分析及び分析結果の次期算定への反映を行うことで、予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当と考えます。</p> <p>総務省においては、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に関して、重点的に検証を行うことが適当であり、引き続き状況を注視することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見9</p> <p>● MVNOに対し「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関する情報を開示しており、今後も継続し、さらにMVNOからの要望があった場合には、必要に応じて情報開示の在り方について適宜見直しを行う所存。</p> <p>● 激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等に関しても、MVNOから要望があった場合は真摯に対応する考え。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 当社はMVNOに対し、総務省殿に届出した算定根拠をベースに「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関する情報を開示しており、今後も継続する考えです。</p> <p>○ 加えて、2024年度接続料においては、これまで4月に開示していた「予測値と実績値の差異等」の情報を1月に開示したことで、実績値の届出(12月)により近いタイミングでの情報開示に取り組んできました。</p> <p>○ 今後においても、MVNOからの要望があった場合には、必要に応じて情報開示の在り方について適宜見直しを行う所存です。</p> <p>○ なお、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等に関しても、MVNOから要望があった場合は真摯に対応する考えです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNOにおいては、引き続きMVNOに対して積極的な情報開示に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見10</p> <p>● 要望を踏まえてMVNOへの情報開示手続きの簡略化や開示時期の前倒し等、引き続き運用改善に向けて検討を行っていく。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ MVNOへの情報開示について、要望を踏まえて情報開示手続きの簡略化や開示時期の前倒し等、引き続き運用改善に向けて検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方9のとおりです。</p>	<p>無</p>

5. 原価の適正性の確保		
意見11 ● 「空中線設備に係る追加検証項目（案）」にて追加の検証を行うことに賛同。 ● なお、2023年度の費用配賦WGにおいて「鉄塔・鉄柱等」はトラヒック比ではなく回線数比により配賦することと整理されたことを踏まえ、当該整理の見直しを検討するのであれば、その理由及び状況変化について明確化する必要。	考え方11	
○ 2024年度の費用配賦WGにおいて空中線設備における「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合についてMNO間で格差が存在する明確な理由が判明しなかったことを踏まえ、当社は本研究会第97回において総務省よりご提示いただいた「空中線設備に係る追加検証項目（案）」にて追加の検証を行うことに賛同いたします。 ○ なお、2023年度の費用配賦WGにおいて、「鉄塔・鉄柱等」は「移動電気通信役務のエリア展開を行うための基礎的な設備であり、回線数比の方がより相関関係があること」、「トラヒック量に応じて直接設備が利用されるわけではなく、利用者のトラヒック量の増減に連動して設備量が増減するものではないこと」等を理由にトラヒック比ではなく回線数比により配賦することと整理されたことを踏まえ、当該整理の見直しを検討するのであればその理由及び状況変化について明確化する必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、空中線設備の今後の配賦方法については、本報告書案のとおり、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合について、追加の検証を行った上で、当該追加検証の結果及びI・T回線の増加による回線数比への影響等も踏まえて検討することが適当と考えます。	無
意見12 ● 音声接続料について、音声トラヒックは減少傾向にあり、音声サービスの提供維持のためには、業界全体でのコストの最小化が必要。具体的には、ビル&キープ方式を全事業者に導入し、全事業者にコスト削減インセンティブをより働かせることが必要。 ● 空中線設備の配賦基準について、鉄塔等の配賦基準に回線数比を採用し続ける場合、①トラヒック減少に見合うほどのコストが下がらず、音声接続料が上昇し続けるおそれがあること、②二種指定事業者間でコスト配賦に大きな差が発生していること、③データ専用I・T分野への取り組み状況によって各社の回線数比に大きな差が生じるおそれがあることから、回線数比は必ずしも将来にわたって主要な固定資産における最適な配賦基準と言えず、原則のトラヒック比に見直すべき。 ● 空中線設備に係る追加検証結果を踏まえた検討に当たっては、I・T回線の増加による回線数比の変動によるコスト影響等についても考慮する必要。I・T回線については、長期的な視点をもって評価することが必要。	考え方12	
<音声接続料に関する考え> ○ これまで移動通信、固定通信それぞれの観点から接続料の適正性等について議論・検討がなされ、累次の公正競争要件が整備され、競争の促進や接続料の適正化が進み、音声サービスの多様化、ひいてはユーザ利便性向上につながってきたと考えます。 ○ しかしながら、音声トラヒックは減少傾向にあり、今後もその傾向が継続することが想定されます。音声サービスの提供維持のためには、移動通信、固定通信問わず業界全体でのコストの最小化が必要と考えます。 ○ 具体的には、自網のネットワークコストを削減した事業者が競争上優位となるビル&キープ方式を全事業者に導入し、全事業者にコスト削減インセンティブをより働かせることが必要と考えます。それが、結果として音声サービスの提供維持につながり、ユーザの利便性維持にもつながると考えます。 ○ 加えて、ビル&キープ方式は接続料の精算をしないため、トラヒック・ポンピングのような問題は起こりえず、健全な事業者による競争環境が実現するものと考えます。 <空中線設備の配賦基準について> ○ 上述のとおり、将来的にはビル&キープ方式を全事業者に導入していく必要があると考えますが、そのために	○ 音声接続料について、ビル&キープ方式を全事業者に導入すべきとの御意見については、参考として承ります。 ○ 空中線設備の今後の配賦方法については、考え方11下段のとおりです。	無

は、移動通信、固定通信ともに事業者間で大きな接続料水準の格差が生じないこと、および、低廉な接続料水準を維持していくことが重要と考えます。

- 本研究会において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者間で固定資産及び主要な営業費用配賦基準の統一化が図られ、接続料は低減する見込みです。他方、MNO間で、一定の接続料水準の格差が生じ、今後、配賦基準に起因してその差が拡大するおそれがあります。各社において同一の配賦基準を適用したとしても、設備の状況や契約回線の構成によって、音声／データの割合が大きく異なり、その結果、各社の費用に大きな差が生じることとなります。
- 特に空中線設備における音声／データの割合が大きく異なっていますが、この要因として、鉄塔等の配賦基準に回線数比を採用したことが挙げられます。鉄塔等の配賦基準について、トラヒック比・回線数比のいずれも考えられたところ、議論の結果、回線数比を採用することで一度整理されましたが、実際に回線数比を適用した場合の各社の違いや、近年の市場環境を踏まえ回線数比を採用し続ける場合、次のような影響があることから、回線数比は必ずしも将来にわたって主要な固定資産における最適な配賦基準と言えず、原則のトラヒック比に見直すべきと考えます。トラヒック比に見直すことで各社の音声／データの費用の割合がより縮小することが見込まれると考えます。
 - ①トラヒック減少に見合うほどのコストが下がらず、音声接続料が上昇し続けるおそれがあること
 - ②主要な固定資産である空中線設備について、鉄塔（回線数比）とアンテナ（トラヒック比）で異なる配賦基準を採用した結果、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者間で音声/データのコスト配賦に大きな差が発生していること
 - ③今後、データ専用IoT機器の益々の増加が想定され、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者各社における当該分野への取り組み状況によって各社の回線数比に大きな差が生じるおそれがあり、その結果、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者間で音声/データのコスト配賦に大きな差が生じるおそれがあること

<追加検証について>

- 追加検証結果を踏まえた検討においては、追加検証項目における現時点での各社の差異だけに着目するのではなく、報告書案にあるとおり、IoT回線の増加による回線数比の変動によるコスト影響等についても考慮する必要があると考えます。
- IoT回線については、市場全体で増加傾向にあり、回線数比は今後データ比率が高まることが想定されます。ただ、現状において、各社のデータ比率や伸び率に違いがあり、今後これまで通りの伸び率が継続した場合には、各社の回線数比の差は徐々に拡大していき、各社の音声接続料水準に大きな影響を与えていくものと想定されます（※）。そのため、長期的な視点をもって評価することが必要と考えます。

※：電気通信市場検証会議（第44回）資料44-1、65-66頁を基に、以下の通り当社推計。

- 2020年3月～2024年12月におけるMNO各社(MVNO含む)の携帯電話向け通信サービス及び通信モジュールの契約数について、全体の契約数と市場シェアの値からそれぞれ算出し、携帯電話向け通信サービスは音声・データ各1契約、通信モジュールはデータ1契約として、回線数比を算出。
- 2024年12月時点における各社の回線数比に占める音声契約の割合は、NTTドコモ44.5%、KDDI39.0%、ソフトバンク43.6%となっている。また、2020年3月から2024年12月における各社の回線数比に占める音声契約の割合の変化を線形近似すると、NTTドコモ▲0.50ポイント/年、KDDI▲1.01ポイント/年、ソフトバンク▲0.52ポイント/年となっている。

【KDDI株式会社】

<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空中線設備に係る追加検討項目(案)に基づく検証について真摯に対応していく所存。検証に当たっては、各社の資産管理方法等の違いがあることや会計の継続性を十分に考慮する必要。 ● また、費用配賦の見直しに当たっては、単に接続料の引下げや、各社間の接続料水準の差異の縮小を目的とした見直しは適切ではなく、利用実態に則した適正なコスト回収や、規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差が生じるという観点も十分に考慮した上で検討すべき。 	<p>考え方13</p>	
<p>○ 接続料の算定等に関する研究会(以下、「本研究会」といいます。)第97回(令和7年6月16日)で示された空中線設備に係る追加検討項目(案)に基づく検証について真摯に対応していく所存です。検証を行うにあたっては、各社の資産管理方法等の違いがあることや会計の継続性を十分に考慮いただく必要があると考えます。</p> <p>また、費用配賦の見直しにあたっては、本研究会で当社が意見したとおり、単に接続料の引下げや、各社間の接続料水準の差異の縮小を目的とした見直しは適切ではなく、以下の観点も十分に考慮した上で検討すべきと考えます。</p> <p>A. 利用実態に則した適正なコスト回収 B. 規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差が生じること</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 費用配賦の見直しについては、接続料原価の大部分を占める減価償却費及び施設保全費の音声伝送役務/データ伝送役務間の配賦が各社独自の考え方に基づいて行われていたところ、接続料の適正性向上の観点から、各社の考え方は可能な限り統一されることが望ましいことから、統一的な考え方を整理しているものです。</p> <p>○ 空中線設備の今後の配賦方法については、考え方11下段のとおりです。</p> <p>○ 検証の実施及び費用配賦の見直しにおいて考慮すべき点に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNO各社においては接続料の低廉化に取り組むことを要望。総務省においてはMNO各社の取組が接続料の低廉化に繋がっているかについて、引き続き注視・検証することを要望。 	<p>考え方14</p>	
<p>○ 2026年度においては費用配賦見直しの影響により、一部の事業者においてはデータ接続料が上昇する見込みとなっております。</p> <p>○ MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、データ接続料の上昇は、昨今の需要の増加に対応するべく通信品質を確保していく上では、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられます。</p> <p>○ MNO各社においては接続料の低廉化の取り組みをお願いしたく、また、総務省殿にはMNO各社の取り組みが接続料の低廉化に繋がっているかについて、引き続き注視・検証をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 総務省において、各社の接続料算定の適正性について、毎年度の届出に際して引き続き検証を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 透明性・適正性の向上に資するものと考えことから、今後の配賦方法の引き続きの検討について賛同するが、現在公表されている予測接続料の水準から上昇するなどの場合には、追加的な激変緩和措置等についての検討を要望。 ● モバイル通信のトラフィックは増加傾向で、今後も増加が想定されることから、MNOにおいては更なるデータ接続料の低廉化について取り組みを要望。総務省においてはMNO各社の取り組みが接続料の低廉化に繋がっているかについて、引き続き注視・検証することを要望。 	<p>考え方15</p>	
<p>○ これまでのモバイル接続料の費用配賦の見直しにより、2026年度のデータ接続料は、一部のMNOにおいて上昇する見込みとなっております。</p>	<p>○ 追加的な激変緩和措置等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>共通的な算定方法の導入には、透明性・適正性の向上に資するものと考えことから、今後の配賦方法について引き続きの検討は賛同するところです。ただし、MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、MVNOの予見可能性の低下は、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、引き続きの検討により、現在公表されている予測接続料の水準から上昇するなどの場合には、MVNOの予見可能性を守るべく追加的な激変緩和措置等について、検討をお願いいたします。</p> <p>また、モバイル通信のトラフィックは、増加傾向※であり、5Gの普及やスマートフォンの高機能化、動画・音楽配信、SNS、IoT機器等の普及等を背景に、今後も増加が想定されます。MVNOにおいては、そういった需要の増加に対応するべく、通信品質を確保していく取り組みが重要であると考えことから、MNOにおいては、更なるデータ接続料の低廉化について取り組みをお願いいたします。総務省殿におかれましては、MNO各社の取り組みが接続料の低廉化に繋がっているかについて、引き続き注視・検証をお願いいたします。</p> <p>※情報通信白書令和6年度版 第Ⅱ部 情報通信分野の現状と課題 第2節 電気通信分野の動向 (4) トラヒックの状況 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/html/nd212240.html</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ なお、モバイル通信のトラフィックについて今後も増加が想定されることからMNOにおいて更なるデータ接続料の低廉化の取組を要望するとの御意見については、考え方14のとおりです。</p>	
<p>意見16</p> <p>● データ接続料水準への影響について、追加検証等の結果、配賦方法を見直すことを検討する場合には試算し、MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入などの必要な措置を検討することを要望。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 接続料水準は事業規模の小さいMVNOにとって事業計画等に大きな影響を及ぼすものであり、MNOと比べて事業規模の小さいMVNOにとって接続料水準が大きく変動することは事業計画等に大きな影響が及ぶ恐れがあると考えます。</p> <p>○ この点、本報告書(案)では「各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当」とされておりますところ、総務省殿においては、データ接続料水準への影響について、追加検証等の結果、配賦方法を見直すことを検討する場合には試算いただき、MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入などの必要な措置をご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>6. 利潤の適正性の確保</p>		
<p>意見17</p> <p>● 「投資その他資産」及び「貯蔵品」について予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することに賛同。</p>	<p>考え方17</p>	
<p>○ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合は小さく影響軽微であるため、予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見18</p> <p>● 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」について、現時点で予測対象に追加しないとの考え方に賛同。</p> <p>● 正味固定資産価額の算定について、費用配賦見直しの内容を踏まえた原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基いて算出されているかを総務省において確認する際は、各社の配賦整理書や各種様式を</p>	<p>考え方18</p>	

<p>通じて検証を実施し、二種指定事業者の負担とならないよう配慮することを要望。</p>		
<p>○ 「投資その他の資産」および「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく、予測接続料への影響が限定的であることから、現時点で予測対象に追加しないとの考え方に賛同します。</p> <p>○ 正味固定資産価額の算定について、費用配賦見直しの内容を踏まえた原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されているかを総務省殿において確認するに際しては、各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて検証を実施し、二種指定事業者の負担とならないよう配慮いただきたく考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 正味固定資産価額の算定に係る確認に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>7. 需要の適正性の確保</p>		
<p>意見19</p> <p>● MNO各社において今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合などには情報の更新を行うことが適当であるとする本報告書（案）の考え方に賛同。</p>	<p>考え方19</p>	
<p>○ MVNOが設備構成を検討する上で、MNO各社が行う情報公開・情報提供は前提事項であり、MVNOとMNO各社の間で共通理解を図ることが重要であると考えます。</p> <p>○ この点、MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合などには情報の更新を行うことが適当であるとする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見20</p> <p>● MNOとMVNO間のPOIの冗長構成について、『MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能となった場合等には情報の更新を行うことが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同。</p>	<p>考え方20</p>	
<p>○ MNOとMVNO間のPOIの冗長設備利用可能性について、『MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能となった場合等には情報の更新を行うことが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見21</p> <p>● MVNOとのPOIの冗長構成について案内済みであり、今後も当該案内の内容に更新があった場合や新たな冗長構成が可能となった場合等には、適宜MVNOに対し情報提供を行う考え。</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ 当社はMVNOとのPOIの冗長構成について2024年6月に案内済みであり、今後も当該案内の内容に更新があった場合や新たな冗長構成が可能となった場合等には適宜MVNOに対し情報提供を行う考えです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見22</p> <p>● MVNOによるMNOの冗長設備の構成について、引き続き情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には、特段の事情がなければ情報の更新を行い、POI更改のタイミング等でMVNOに対し提案する考え。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 当社は、MVNOによるMNOの冗長設備の構成について、引き続き情報提供を行うとともに、本報告書案に記載のとおり新たな冗長構成が可能になった場合等には、特段の事情がなければ情報の更新を行い、POI更改のタイミング等でMVNOに対し提案する考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には情報の更新を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備容量について、各社の設備容量を単純に比較して、過大や過少といった評価ができるものではない。 ● MVNOは二種指定事業者のネットワークコストとサービス品質を踏まえた上で利用するネットワークを選択することも可能であることから、設備容量の設定については各社判断に委ねるべき。なお、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要は、現実的にトラフィックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される認識。 	<p>考え方23</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果により設定し、その上でネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされています。したがって、このような競争市場において経済合理性を排除した設備投資は各社とも実施しないと想定されることから、各社の設備容量を単純に比較して、過大や過少といった評価ができるものではないと考えます。 ○ 加えて、MVNOは利用する二種指定事業者のネットワークを選択する際、二種指定事業者のネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、設備容量の設定については各社判断に委ねるべきと考えます。なお、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要は、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインにおいて「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」と定義されているとおり、現実的にトラフィックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される認識です。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>8. その他</p>		
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「L2接続相当」について、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当との旨が示された本報告書（案）の考え方に賛同。 ● MNOとMVNOに差が生じた状態で5G（SA方式）を用いたサービスが提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、総務省においてはMNO—MVNO間の協議状況等の動向を注視しつつ、機能開放に関する検討状況や実現見込み時期等について、MNOへヒアリングを行う等、協議推進に向けた取り組みを引き続き実施することを要望。 	<p>考え方24</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信市場において継続的に多様なサービスが生みだされ、Society5.0の基盤となる5GやBeyond5Gの発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、多数のMVNOが事業参加できるよう、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用できるイコールフットINGの確保が必要不可欠であると考えます。 ○ この点、MVNOが、現行のサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形で、将来にわたって持続的に事業を行っていくには、導入意向が強い「L2接続相当」について機能開放を実現することが必要不可欠であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当との旨が示された本報告書（案）の考え方に賛同いたします。 ○ なお、当委員会の調べでは協議に進展があったとする事業者は回答のあった10社に対して1社のみであり、今後の協議状況によっては、MVNO各社の5G（SA方式）導入に向けた検討や設備構築等に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、MVNOによる5G（SA方式）サービスの開始時期が大きく遅延する可能性があるかと危惧しております。 ○ この点、MNOとMVNOに差が生じた状態で5G（SA方式）を用いたサービスが提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することになると考えるため、総務省殿においてはMNOによる5G（SA方式）に係る機能開放に向けたMNO—MVNO間の協議状況等の動向を注 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、既にMNOは5G（SA方式）の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進めることが必要であり、事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、引き続き協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>視いただきつつ、機能開放に関する検討状況や実現見込み時期等について、MNOへヒアリングいただく等、協議推進に向けた取り組みを引き続き実施いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>		
<p>意見 25</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書（案）の考え方に賛同。MNOが5G（SA方式）での商用サービスを開始している中、MVNOへの5G（SA方式）機能提供が実現されておらず、この状況が長期化すれば、利用者利便の向上やSociety5.0の実現を阻害する可能性。 ● L2接続相当の接続を実現するためには、技術的な課題の有無や設備投資の規模などを踏まえた経営判断が必要であり、MNOによる一層の情報開示が重要。 ● 総務省においては、5G（SA方式）に係るMNOとMVNO間の協議状況を引き続き注視するとともに、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置付けることを検討することを要望。 	<p>考え方25</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）の特長を活かした多種で高度なサービスを用いてMNOとMVNOが互いに競争することが、利用者利便の更なる向上やSociety5.0の早期実現につながるものと考えるところ、5G（SA方式）により飛躍的に強化・高度化されるネットワークの機能を、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度をもってMVNOが扱えるようになることは、公正な競争環境の確保には重要であると考えますので、本報告書（案）の考え方に賛同いたします。 ○ 一方で、現状においてMNOが5G（SA方式）での商用サービスを開始し始めている中、MVNOへの5G（SA方式）機能提供が実現されておらず、この状況が長期化すれば、MVNOによる5G（SA方式）のサービスの開始時期が後ろ倒しとなり、利用者利便の向上やSociety5.0の実現を阻害する可能性があると考えます。 ○ また、5G（SA方式）において、L2接続相当の接続を実現するためには、技術的な課題の有無や設備投資の規模などを踏まえた経営判断が必要であり、MVNOによる経営判断が迅速に行えるよう、MNOによるより一層の情報開示が重要であると考えます。 ○ この点、総務省殿においては、5G（SA方式）に係るMNOとMVNO間の協議状況を引き続き注視いただくとともに、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置付けることをご検討いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、既にMNOは5G（SA方式）の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置付けることが適当と考えます。 ○ 本報告書案のとおり、事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、引き続き協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5G（SA方式）の機能開放のうち、特にL2接続相当について、MVNOより従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式を自ら検討し、MVNOに対し提案・議論を行うことで、これまでも積極的な事業者間協議を重ねてきた。 ● 引き続き、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深め、当該方式等について事業者間協議を進展させていく考え。 	<p>考え方26</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、5G（SA方式）の機能開放のうち、特にL2接続相当について、MVNOより従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式を当社自ら検討し、MVNOに対し提案・議論を行うことで、これまでも積極的な事業者間協議を重ねてまいりました。 ○ 引き続き、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深め、当該方式等について事業者間協議を進展させていく考えです。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方24の下段のとおりです。 	<p>無</p>

<p>意見 27</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5G (SA方式) のL2 接続相当によるMVNOへの機能開放について、各MNOの設備構成や採用ベンダの違い等から、MNOとして提供できる機能や時期が異なる可能性。 ● そのため「アンバンドル機能」又は「開放を促進すべき機能」に該当するかについては、各MNOにおけるMVNOからの要望の有無や設備構成等の状況を確認した上で慎重に検討することを要望。 	<p>考え方27</p>	
<p>○ 5G (SA方式) のL2 接続相当によるMVNOへの機能開放について、MVNOからの要望の実現に向けて引き続き真摯に協議しているところですが、各MNOで設備構成や採用ベンダの違い等からMNOとして提供できる機能や時期が異なる可能性があります。</p> <p>○ そのため、「アンバンドル機能」又は「開放を促進すべき機能」に該当するかについては、一部のMNOが提供する或いは提供できる方式を捉えて判断するのではなく、アンバンドル等の基準を踏まえ各MNOにおけるMVNOからの要望の有無や設備構成等の状況を確認した上で慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方25中段のとおりです。</p> <p>○ なお、国際ローミングに係る国際標準化を踏まえた国際ローミング方式のL2 接続相当については、「設備構成や採用ベンダの違い」により機能開放が実現できないということはないと考えますが、一部の事業者間ではMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式も含めて検討が行われていることを踏まえれば、アンバンドル要件のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であることや、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことを満たしているか等の検討に当たっては、各MNOの状況を踏まえた上で判断することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 28</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5G (SA方式) L2 接続相当について、同等の仕組みである国際ローミングの自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中。したがって、アンバンドル機能としての位置付けについては、MNO各社において本方式に関する仕様や提供時期の具体的な見通しが明確になった段階で、改めて整理を行うことが適当。 	<p>考え方28</p>	
<p>○ 5G (SA方式) L2 接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中です。したがって、アンバンドル機能としての位置付けについては、MNO各社において本方式に関する仕様や提供時期の具体的な見通しが明確になった段階で、改めて整理を行うことが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 考え方25中段のとおりです。</p> <p>○ なお、アンバンドル要件のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であることや、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことを満たしているか等の検討に当たっては、各MNOの状況を踏まえた上で判断することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 29</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5G (SA方式) のL2 接続相当について、各社の開放に係る仕様や提供計画が明らかになっていないことから、現状では技術的な実現可能性及びMNOへの経済的負担その他の影響を把握できかねるため、それらの見通しが立ってから改めてアンバンドル機能と位置付けることが適当であるか検討することを要望。 ● なお、四半期ごとの報告がMNOに過度な負担を課すものとならないよう留意すべき。 	<p>考え方29</p>	

<p>○ 5G (SA方式) のL2接続相当について「要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当である」(P36)とされているところ、各社のその開放に係る仕様や提供計画が明らかになっていないことから、現状では技術的な実現可能性及びMNOへの経済的負担その他の影響を把握できかねるため、それらの見通しが立ってから改めてアンバンドル機能と位置づけることが適当であるか検討頂きたく存じます。</p> <p>○ なお、「事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては(略)MNOから四半期ごとの報告を求めることが適当である」(同)とあるところ、当該開放に係る各社の検討状況を踏まえつつ、当該報告がMNOに過度な負担を課すものとならないよう留意頂きたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 考え方25中段及び下段のとおりです。</p> <p>○ なお、当該報告がMNOに過度な負担とならないよう留意すべきとの御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見30</p> <p>● 5Gホームルーターサービスについて、位置特定機能や端末設備も含めMVNOへ提供することを自ら検討し、MVNOに対し提案・議論を行うことで、これまでも積極的な事業者間協議を重ねてきた。引き続き事業者間協議を進展させていく考え。</p>	<p>考え方30</p>	
<p>○ 本研究会第八次報告書において5Gホームルーターサービスのうち、位置特定機能や端末設備は、付加的な機能と考えられることから、特定卸電気通信役務には該当しないと整理されました。</p> <p>○ この点、当社は、5Gホームルーターサービスについて、位置特定機能や端末設備も含め、MVNOへ提供することを当社自ら検討し、MVNOに対し提案・議論を行うことで、これまでも積極的な事業者間協議を重ねてまいりました。</p> <p>○ 引き続き、MVNOからの要望を実現できるよう、事業者間協議を進展させていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、5Gホームルーターサービスについて、引き続き事業者間で協議を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見31</p> <p>● 費用配賦見直しにより、2025年度末に届出される音声接続料については低廉化が見込まれるところ、MNOの音声卸料金や音声接続料金、中継事業者からMVNOへの音声卸料金への反映が期待できると想定。</p> <p>● 公正な競争環境の確保の観点から、接続料の検証の際に定期的に確認することを要望。</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ これまでのモバイル接続料の費用配賦の見直しにより、2025年度末に届出される音声接続料については、低廉化が見込まれるところ、MNOの音声卸料金や音声接続料金、また、中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待できると想定しております。公正な競争環境の確保の観点から、接続料の検証の際に定期的な確認をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見32</p> <p>● 以下に述べるとおり、従前の考えに変わりはなく、モバイル音声卸の代替性評価は現時点において実施可能な状況にあると認識しており、モバイル音声卸の代替性評価を速やかに実施するよう改めて要望。</p>	<p>考え方32</p>	
<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書に対する意見募集において、当社は、モバイル音声卸における代替性検証を引き続き保留することとなった状況につき、代替性評価を速やかに実施いただくことを強く要望しました。</p> <p>○ しかしながら、当社提出意見に対する総務省殿の考え方において、明確な理由が示されないまま、第八次報告書案のとおり、「MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて代替性検証を行うことが適当」と整理されました。</p> <p>○ 当社としては、以下に述べるとおり、従前の考えに変わりはなく、モバイル音声卸の代替性評価は現時点において実施可能な状況にあると認識しており、モバイル音声卸の代替性評価を速やかに実施いただくよう改めて要望します。</p>	<p>○ モバイル音声卸に係る接続による代替性については、総務省において、MNOとMVNOとの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p><プレフィックス自動付与機能について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は既にプレフィックス自動付与機能を提供済みであり、モバイルのスタックテストにおいても、プレフィックス自動付与機能を採用している契約者数が過半数のため、接続ベースでの検証を実施していることを踏まえれば、実質的に代替性が認められる状況と考えます。 ○ IP 網への移行の影響に関しては、IP 網の移行に伴い、中継サービスをやめる事業者は存在せず、かつ、IP 網移行後も MVNO はプレフィックスサービスを継続利用する認識です。 ○ また、IP 網移行に伴い、中継事業者側のコストが増加することで中継料金が高額となるような特殊要因はないと想定されることから、IP 網移行の影響は代替性評価を保留する理由にはなりえないと考えます。 ○ 一部 MVNO からは「中継事業者の設備において障害があった場合に MVNO 側では回避できない」といった課題があるとの意見がありましたが、中継事業者の設備を利用するか必要な設備を自前で用意するかは各 MVNO の経営判断次第であることから課題にはなり得ないと考えます。 <p><MNO と MVNO との間の情報の非対称性について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は卸先事業者に対して、接続料相当額、及び卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を既に開示していることから、既に MVNO との情報の非対称性は解消されているものと考えます。 ○ また、音声接続料はモバイル音声卸料金のコストの一要素であることから音声接続料の変動がモバイル音声卸料金の水準へ一定程度反映されるものであり、当社としても接続料水準の推移等も踏まえ、毎年度音声卸料金の見直しを検討しています。 ○ 本研究会第 81 回(令和 6 年 2 月 21 日)で当社から説明のとおり、当社モバイル音声卸料金は着実に低廉化していることから、「現時点では卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できない」との指摘には当てはまらなないと考えます。 <p><IMS 接続について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会第 68 回(令和 5 年 2 月 20 日)にて総務省殿から「代替性検証の趣旨を考えると、接続という道が 1 つ開いていれば、代替性は存在すると言えるかと思えます。その機能が存在することによって、卸交渉の適正化に寄与するという意味では IMS 接続とプレフィックス自動付与機能と双方が丸にならなくてはいけないかということ、必ずしもそうではないのではないかと事務局としては考えてございます。」との発言もあったとおり、プレフィックス自動付与機能の検証にあたっては、IMS 接続の交渉状況を踏まえる必要はないと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 		
<p>意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IMS 接続に係る協議の状況について、引き続き接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当であるとの本報告書(案)の考え方に賛同。 ● IMS 接続の実装までには一定の期間や網改造費用など多大な費用を要する可能性も想定されるため、モバイル音声の代替性確保については引き続き注視が必要な状況と考える。モバイル音声の代替性確保に向けた課題が確認された場合には、協議推進や課題解決に向けた取り組みを検討・実施することを要望。 	<p>考え方33</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当であるとの本報告書(案)の考え方に賛同いたします。 ○ IMS 接続について、当委員会としては一部の MVNO と MNO との協議が進展していると認識しておりますが、現時点で MVNO による IMS 接続の実績はなく、引き続き協議が必要な状況です。また、実装までには一定の期間や網改造費用な 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ モバイル音声卸に係る接続による代替性については、考え方32のとおりで 	<p>無</p>

<p>ど多大な費用を要する可能性も想定されるため、モバイル音声の代替性確保については引き続き注視が必要な状況と考えます。</p> <p>○ この点、モバイル音声の代替性確保に向けた課題が確認された場合には、協議推進や課題解決に向けた取り組みを検討・実施いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>す。</p>	
<p>意見34</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IMS接続について、2025年度4QのMVNOへの機能提供開始を目指し、順調に事業者間協議を進めている。 ● MVNOより緊急通報の仕様において課題があるとの説明があった点について、MVNOに対して既に解決手段は提案済みであり、引き続き積極的な事業者間協議を進展させていく考え。 ● IMS接続機能の提供が開始された際は、モバイル音声卸における接続の代替性について、改めて総務省にて検討・判断することを要望。 	<p>考え方34</p>	
<p>○ 当社は、IMS接続について、2025年度4QのMVNOへの機能提供開始を目指し、提供に向けて順調に事業者間協議を進めております。</p> <p>○ また、MVNOより緊急通報の仕様において課題があるとの説明があった点について、当社からMVNOに対し、既に解決手段は提案済みであり、引き続き積極的な事業者間協議を進展させていく考えです。</p> <p>○ なお、IMS接続機能の提供が開始された際は、モバイル音声卸における接続の代替性について、改めて総務省による検討・判断を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ IMS接続の状況については、引き続き接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と考えます。</p> <p>○ モバイル音声卸に係る接続による代替性については、考え方32のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見35</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 『引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同。 ● IMS接続の実現に向けては、MVNOに対するMNOからの更なる情報提供や検討への協力をいただくことが重要。この点、MVNOへの情報提供や検討協力を積極的なMNOへのインセンティブ付与（例：周波数割り当て時の評価項目に含める等）といった施策等を検討することを要望。 	<p>考え方35</p>	
<p>○ 『引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ MVNOによるIMS接続の実現に向けては、情報の非対称性に起因する障壁や網改造費の負担という大きな設備投資の発生など、リスクが存在することから、IMS接続の実現に取り組むMVNOに対するMNOからの更なる情報提供や検討への協力をいただくことが重要であると考えます。</p> <p>○ この点、MVNOに対する情報提供や検討協力を積極的なMNOへのインセンティブ付与（例：周波数割り当て時の評価項目に含める等）といった施策等を検討いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ IMS接続の実現に向けた施策等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見36</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 番号ポータビリティ転送機能について、総務省においてアンバンドル機能から削除することを検討することに賛同。なお、総務省により当該機能をアンバンドル機能から削除する省令改正がなされた場合は、当社接続約款を改正し、当該機能を基本接続機能から削除する考え。 	<p>考え方36</p>	
<p>○ 当社は、番号ポータビリティ転送機能について、総務省において、アンバンドル機能から削除することを検討することに賛同いたします。</p> <p>○ なお、総務省により当該機能をアンバンドル機能から削除する省令改正がなされた場合は、当社接続約款を改正</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>し、当該機能を基本接続機能から削除する考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>意見37</p> <p>● 番号ポータビリティ転送機能について、アンバンドル機能からの削除を検討することが適当とする本報告書案の考え方に賛同。番号ポータビリティ転送機能は今後利用されないため、当該機能は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項に定めるアンバンドル機能から速やかに削除することが適当。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 番号ポータビリティ転送機能について、アンバンドル機能からの削除を検討することが適当とする本報告書案の考え方に賛同します。</p> <p>○ IP網移行後は、各事業者がENUM方式により番号解決を行っており、番号ポータビリティ転送機能は今後利用されないため、当該機能は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項に定めるアンバンドル機能から速やかに削除することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見38</p> <p>● 番号ポータビリティ転送機能について、「転送方式」は利用されなくなったことから、アンバンドル機能から削除することが適当。</p>	<p>考え方38</p>	
<p>○ 番号ポータビリティ転送機能について、PSTNマイグレーションに伴い、番号ポータビリティ回線へのルーティングの実現の方式としては、IP-POI経由での「ENUM方式」に一本化されており、STM-POI経由での番号ポータビリティ回線へのルーティング方式であった「転送方式」は利用されなくなったことから、アンバンドル機能から削除することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見39</p> <p>● 非常時ローミングをMVNOに対して直接提供いただく必要性は現時点では低いですが、今後非常時ローミングを直接提供いただく必要性が生まれる可能性は現時点では否定できないと考えるため、本報告書（案）の考え方に賛同。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ MVNOは、ホストMNOを通じて非常時ローミングを利用したサービスを提供できるようになること、また、非常時ローミングを利用したサービスを直接MVNOに提供する場合、設備導入コスト等が発生すると想定されるため、MVNOに対して直接提供いただく必要性は、現時点では低いものと考えております。</p> <p>○ しかし、今後の技術の進展やMNOとの協議等のさまざまな状況の変化が起こり、現時点では想定しえない理由により、非常時ローミングを直接提供いただく必要性が生まれる可能性は、現時点では否定できないのではないかと考えます。</p> <p>○ そのためMVNOがMNOに要望・協議できる余地といったものは残していただく必要があると考えることから、本報告書（案）の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見40</p> <p>● 2025年度末以降に非常時ローミングが提供開始された後、被救済MNOをホストMNOとするMVNOがホストMNO等を通じて非常時ローミングを利用可能か等を総務省において確認し、MNOとMVNOとの間の競争関係に及ぼす影響が少ないものとして特定卸電気通信役務の対象外とするか等について引き続き、検討・整理することを要望。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ 当社を含むMNOは、非常時における事業者間ローミング（以下、「非常時ローミング」とします。）について、自然</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、仮に被救済MN</p>	<p>無</p>

<p>災害や通信障害等の非常時においても、他事業者のネットワークを利用し、国民生活や経済活動に不可欠な携帯電話サービスを継続的に提供することを目的として、2025年度末の導入を検討しております。</p> <p>○ また、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日公表）においては、MNOによる他MNO網利用の問題について公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要とされているところです。</p> <p>○ 当社は、2025年度末以降に非常時ローミングが提供開始された後、被救済MNOをホストMNOとするMVNOがホストMNO等を通じて非常時ローミングを利用可能か等を総務省において確認いただき、MNOとMVNOとの間の競争関係に及ぼす影響が少ないものとして特定卸電気通信役務の対象外とするか等について引き続き、検討・整理いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ をホストMNOとするMVNOの利用者が非常時ローミングを利用したサービスを利用できない等の場合、MNOとMVNOとの間の競争関係に影響を及ぼす可能性があることを踏まえれば、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務を特定卸電気通信役務の対象外と整理することは必ずしも適切ではないと考えます。このため、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務は特定卸電気通信役務に該当するものとしつつ、仮にMVNOから救済MNOに対して、救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同等の卸電気通信役務の提供の要望があり、救済MNOがその提供を拒む場合には、MVNO側に当該卸電気通信役務の提供を要望する適当な理由があるかどうか等も踏まえた上で、救済MNOにその提供を拒む正当な理由があるかどうかについて慎重に検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 非常時ローミングが提供開始された後に、被救済MNOをホストMNOとするMVNOがホストMNO等を通じて非常時ローミングを利用可能か等を総務省において確認し、非常時ローミングに係る卸電気通信役務を特定卸電気通信役務の対象外とするか等について引き続き検討されるべきとの御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>意見 41</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被救済MNOのネットワークを利用するMVNOも非常時ローミングを利用したサービスが提供可能となる方向で準備を進めていることから、少なくとも当該MVNOに対して、特定卸電気通信役務として二種指定事業者が負う義務は生じない。 ● 非常時ローミング開始後に「被救済MNOをホストMNOとするMVNOの利用者が非常時ローミングを利用できない等の状況が発生」していないか検証を行い、当該事象が生じていないことが確認できた場合は、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務を特定卸電気通信役務から除外することを検討すべき。 	<p>考え方41</p>	

<p>○ 救済 MNO が被救済 MNO 向けに、非常時における事業者間ローミング(以下、「非常時ローミング」といいます。)に係る卸電気通信役務を提供することにより、被救済 MNO のネットワークを利用する MVNO も非常時ローミングを利用したサービスを提供可能すること方向で準備を進めていることから、少なくとも当該 MVNO に対して、特定卸電気通信役務として二種指定事業者が負う義務は生じないものと考えます。</p> <p>○ また、非常時ローミング開始後に「被救済 MNO をホスト MNO とする MVNO の利用者が非常時ローミングを利用できない等の状況が発生」していないか検証を行い、当該事象が生じていないことが確認できた場合は、非常時ローミングに係る救済 MNO による卸電気通信役務を特定卸電気通信役務から除外することを検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 考え方40のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 42</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非常時ローミングという仕組みはMNO向けに提供することを想定したものであり、救済MNOからMVNOに直接提供することは想定しておらず、MNO—MVNO間、MVNO間の競争にも影響を及ぼさない。 ● 非常時ローミングの提供開始後、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものと判断できるのであれば、特定卸電気通信役務に該当しないものとして再整理することを要望。 ● MVNOに対する提供義務を課す必要まではないと考えられることから、提供開始後の状況を踏まえながら、改めての整理が必要。 	<p>考え方42</p>	<p></p>
<p>○ 非常時ローミングについては、現行法制度上、第二種指定電気通信設備を用いた移動電気通信役務であり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものであることから、特定卸電気通信役務に該当するものと考えます。</p> <p>○ しかし、非常時ローミングは被救済 MNO を通して MVNO にも提供される役務であり、MVNO の利用者が併せて利用できるものです。そのため、非常時ローミングという仕組みは MNO 向けに提供することを想定したものであり、救済 MNO から MVNO に直接提供することは想定しておらず、MNO-MVNO 間、MVNO 間の競争にも影響を及ぼさないものと考えられます。</p> <p>○ したがって、非常時ローミングの提供開始後、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものと判断できるのであれば、特定卸電気通信役務に該当しないものとして再整理していただき、また、特定卸電気通信役務に該当するとしても、MVNO に対する提供義務を課す必要まではないと考えられることから、提供開始後の状況を踏まえながら、改めての整理が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>	<p>○ 考え方40のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見43</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては、コストが発生しても必要なものとして今後も引き続き提供を求めていく事が必要。総務省において記載を不要とすることや記載の簡素化などの対応を検討する際には、接続料算定の適正性を損なわないよう、慎重に検討することを要望。 	<p>考え方43</p>	<p></p>
<p>○ 接続料の算定・検証について、行政・事業者のコストが発生しているという点については認識しておりますが、本報告書(案)に示されている通り、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては、コストが発生しても必要なものとして今後も引き続き提供を求めていく事が必要であると考えます。</p> <p>○ この点、記載を不要とすることや記載の簡素化などの対応を検討される際には、接続料算定の適正性を損なわないよう、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見44</p>	<p>考え方44</p>	<p></p>

● 算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となったりした項目がある場合には、総務省において対応を検討することに賛同。具体的には以下の4つの項目について、削減することを要望。

- 当社は、接続料算定の適正性確保の観点から検証を実施するために必要なデータについて、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、総務省において対応を検討することに賛同いたします。
- なお、具体的に以下の項目について削減を要望いたします。

No	別表	削除箇所	理由
1	17の4の2	営業費明細表の内訳項目	接続料への影響が経年で見ても相対的に低いため
2	17の4の6	固定資産ごとの明細	費用配賦見直し等特殊事情がなければ経年での変化が少ないことが想定されるため
3	17の4の7	別表全体	複数の別表(17の4の2及び17の4の3)に同じ内容が記載されているため
4	17の4の10	別表全体	別の様式(17の4の2)にて控除する費用については確認が可能であるため

【株式会社NTTドコモ】

- 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
- 具体的な対応については、本報告書案のとおり、今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当と考えます。

無

意見 45

● 分析や検証に資する有効な内容であるか否か、またその分析によって得られる効果の程度という二点を踏まえた上で、総務省において、記載の簡素化や様式の廃止を柔軟に行うべく検討することを要望。

● 具体案が出てきた際は相談したい。

- 本研究会第96回(令和7年5月30日)算定研の株式会社NTTドコモ殿説明資料11頁目に記載のとおり、モバイル接続料算定において総務省殿に提出する届出様式等が増え、行政及び事業者双方の負担が増大しています。
- 分析や検証に資する有効な内容であるか否か、また、その分析によって得られる効果の程度という二点を踏まえた上で、総務省殿において、記載の簡素化や様式の廃止を柔軟に行うべく検討いただくことを要望します。
- なお、当社においても上記二つの観点等を踏まえて検討し、記載の簡素化、様式の廃止する具体案が出てきた際は、総務省殿に相談させていただきたく考えます。

【ソフトバンク株式会社】

考え方45

- 本報告書案のとおり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当と考えます。

無

<p>意見 46</p> <p>● 接続料届出に係る様式等について、影響や分析の効果が小さいものは廃止する等により見直すことを要望。</p>	<p>考え方46</p>	
<p>○ 事業者からの意見にも記載されているとおり、接続料の検証に関して行政・事業者双方の規制コストが増大しているため、接続料届出に係る様式等について、影響や分析の効果が小さいものは廃止する等により見直しをいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方45のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 47</p> <p>● MVNOが一定の柔軟性を持ってトラフィックを処理できるような仕組みの検討が必要と考えるため、「帯域設定変更の柔軟化の要望については、まずは事業者間で協議を進めていくことが適当」とする本報告書（案）の考え方に賛同すると共に、総務省においては、MNOとMVNO間の協議状況を引き続き確認することを要望。</p>	<p>考え方47</p>	
<p>○ MNOとMVNOで特に混雑時の通信品質に差があるというのは一般的に言われており、これはMVNOの場合は契約した帯域以上のトラフィックを処理できないことに起因していると考えます。</p> <p>○ 他方、MNOと比べて経営規模の小さいMVNOがMNOと同等水準に帯域を増強することは難しく、不足する時間帯に限って帯域を追加調達できる仕組みや契約した帯域以上のトラフィックを従量課金により処理できる仕組みのような、MVNOが一定の柔軟性を持ってトラフィックを処理できるような仕組みの検討が必要と考えます。</p> <p>○ この点、「帯域設定変更の柔軟化の要望については、まずは事業者間で協議を進めていくことが適当」とする本報告書（案）の考え方に賛同すると共に、総務省殿においては、MNOとMVNO間の協議状況を引き続きご確認いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 48</p> <p>● データ伝送交換機能の接続料（回線容量単位）について、帯域変更を時間単位とした場合、MVNOはトラフィックがピークに達する時間帯のみ、そのピーク時間帯に合わせた帯域を設定することが可能となり、ピーク時間帯以外にMVNOにより利用されない設備に対して発生するコストはMNOが負担せざるを得ず、引いてはMNOの利用者が負担することとなり、MNOの利用者とMVNOの利用者との間の公平性を損なう。</p> <p>● 時間単位等の帯域設定変更の柔軟化を追求する場合、帯域単位でなく、従量制にするという議論に至る可能性もあり、「接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMVNOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきたという経緯がある」という点等も踏まえる必要。</p>	<p>考え方48</p>	
<p>○ 現状のデータ伝送交換機能の接続料（回線容量単位）について帯域変更を時間単位とした場合、MVNOはトラフィックがピークに達する時間帯のみ、そのピーク時間帯に合わせた帯域を設定することが可能となります。</p> <p>○ この場合、ピーク時間帯以外にMVNOにより利用されない設備に対して発生するコストはMNOが負担せざるを得ず、引いてはMNOの利用者が負担することとなります。この点、当社は、MNOの利用者とMVNOの利用者との間の公平性を損なうものと考えます。</p> <p>○ また、時間単位等の帯域設定変更の柔軟化を追求する場合、データ伝送交換機能の接続料（回線容量単位）を帯域単位でなく、従量制にするという議論に至る可能性もあるところ、本研究会第96回において、構成員よりご発言があったとおり、「接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMVNOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきたという経緯がある」という点等も踏まえる必要があると考えます。</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、帯域設定変更の柔軟化の要望については、まずは事業者間で協議を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

○ なお、現時点において MVNO から時間単位による帯域設定変更の柔軟化の要望はいただいております。 【株式会社NTTドコモ】		
---	--	--

・第2章 MNOとMVNOの間のイコールフットिंगの確保（モバイルスタックテスト）

意見	考え方	修正の有無
5. MNOによる検証結果の妥当性		
<p>意見 49</p> <p>● ahamo (30GB)は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと認められたと承知しており、今回の検証からの状況変化がみられない限り、再度の検証を行わないものと理解。</p>	<p>考え方 49</p>	
<p>○ 今回検証の対象となった当社が提供する ahamo (30GB)は、利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと認められたものと承知しております。</p> <p>○ なお、モバイルスタックテスト指針に示された検証対象に係る要件、及び本報告書案に従い、ahamo (30GB)について利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないものと理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 50</p> <p>● データ接続料相当額の算定において、MNO各社は設備容量の上限値および最繁時のトラヒック量、最繁時集中率について、メインブランドやサブブランドなど、ブランド等に関わらず同一の値を採用しており、あらゆるプラン等において原価の大部分を占めるデータ接続料相当額の単価が同一になることは、対象プラン等の接続料と利用者料金の関係を適切に検証することができないおそれ。</p> <p>● MNO各社にて対象プランごとの値を直接把握することが難しい場合、より実態に沿った検証を行うことが、検証の適正性向上および公正な競争環境の確保に資する。</p>	<p>考え方 50</p>	
<p>○ データ接続料相当額の算定において、MNO各社は設備容量の上限値および最繁時のトラヒック量、最繁時集中率について、メインブランドやサブブランドなど、ブランド等に関わらず同一の値を採用しており、同一ネットワーク内で提供するプランごとに特定することが困難であるという主張がされており、本報告書（案）でも一定の合理性があるとされておりますが、あらゆるプラン等において原価の大部分を占めるデータ接続料相当額の単価が同一になることは、対象プラン等の接続料と利用者料金の関係を適切に検証することができないおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ 特に、メインブランドには大容量プランや容量無制限プランなどが含まれることに加えて、利用者数も相対的に多く、サブブランド等の検証時に、最繁時のトラヒック量及び最繁時集中率にメインブランドも勘案した値を用いた場合には、実態よりもトラヒック量が大きくなり、データ接続料相当額が過少となる可能性もあると想定されます。</p> <p>○ この点、MNO各社にて対象プランごとの値を直接把握することが難しい場合、例えば、対象プランごとの推定値を算出する等、より実態に沿った検証を行うことが、検証の適正性向上および公正な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ MNO各社がデータ接続料相当額の算定に当たり、設備容量の上限値、最繁時トラヒック量及び最繁時集中率について全ブランド共通の値を採用していることについては、全てのプランを同一のネットワークで提供していることはMNOもMVNOも同様であり、プランごとの最繁時トラヒック量等を特定することは困難であるとのMNOの説明には一定の合理性があると考えられるため、全ブランド共通の値を採用することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 51</p> <p>● MNO各社は複数のプランやブランドを提供し、利益水準が高いプラン等で利益を確保しながら利益水準が過度に低いプラン等で利用者を囲い込むことで、一定の利益水準を確保しつつ市場支配力を確立しているものと思料。</p>	<p>考え方 51</p>	

<p>● このような環境は公平な競争を阻害するものであることから、市場支配力を有する事業者による利益水準が過度に低いプラン等の提供を「価格圧搾による不当な競争を引き起こすもの」と整理するとともに、当該行為を抑止すべく、検証に従来のモバイルスタックテスト以外の手法等を用いることの必要性について検討することを要望。</p>		
<p>○ MNO各社が実施した検証結果について「いずれのサービス等についても（略）価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である」（P57）とされていますが、当該各社は、複数のプランやブランドを提供し、利益水準が高いプラン等で利益を確保しながら利益水準が過度に低いプラン等で利用者を囲い込むことで、一定の利益水準を確保しつつ市場支配力を確立しているものと思料致します。</p> <p>○ このような環境は公平な競争を阻害するものであることから、市場支配力を有する事業者による利益水準が過度に低いプラン等の提供を「価格圧搾による不当な競争を引き起こすもの」と整理するとともに、当該行為を抑止すべく、検証に従来のモバイルスタックテスト以外の手法等を用いることの必要性について検討頂きたく存じます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ モバイルスタックテストは、MNOとMVNOのイコールフットイングの適正性の確保の観点から、接続料等と利用者料金の関係の検証を行っているものです。</p> <p>頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>6. 次回以降の検証の進め方</p>		
<p>意見 52</p> <p>● 検証対象について過去検証を実施したサービス等であるかどうかにかかわらず、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って判断することが適当であり、どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、本研究会において、都度、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って、総合的に判断することに賛同。</p>	<p>考え方 52</p>	
<p>○ 当社は、検証対象について過去検証を実施したサービス等であるかどうかにかかわらず、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って判断することが適当であり、どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、本研究会において、都度、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って、総合的に判断することに賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見 53</p> <p>● 今般の検証では対象となった大容量プランは限られた期間のデータを用いて検証されたものと考えられ、利用者が多くのデータ通信量を消費すること等が想定されること、データ接続料が上昇する見込みにあることから、『費用配賦見直し等によるデータ接続料の上昇や、データ容量の増量に伴う平均使用通信量の増加については注視することが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同すると共に、必要に応じて改めて検証することを要望。</p>	<p>考え方 53</p>	
<p>○ 今般の検証で対象となった大容量プランは市場投入から十分な期間がなく、MNO各社に限られた期間のデータを用いて検証をいただいたものと考えます。</p> <p>○ この点、プランを大容量プランに切り替えたことに伴うユーザー行動の変化として、より多くのデータ通信量を消費するなど想定されることと、データ接続料が上昇する見込みにあることから、『費用配賦見直し等によるデータ接続料の上昇や、データ容量の増量に伴う平均使用通信量の増加については注視することが適当』とする本報告書（案）の考え方に賛同すると共に必要に応じた改めての検証を要望いたします。 【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見 54</p> <p>● 過去検証済みプランの再検証を検討するに当たっては、検証せずとも結果が過去検証時と変わらない見込みが高いと判断可能な場合は検証不要とすべき。</p> <p>● なお、モバイルスタックテスト「移动通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」</p>	<p>考え方 54</p>	

<p>の改定は環境の変化に該当するものではなく、当該指針の改定のみを理由とした再検証は不要。</p>		
<p>○ 過去検証済みプランの再検証を検討するにあたっては、過去検証時と比較して接続料・営業費相当額・利用者料金等の各パラメータの変動を総合的に考慮し、検証せずとも結果が過去検証時と変わらない見込みが高いと判断可能な場合は検証不要とすべきと考えます。</p> <p>○ なお、本研究第91回(令和6年12月24日)における、株式会社NTTドコモ殿の主張のとおり、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定は環境の変化に該当するものではなく、当該指針の改定のみを理由とした再検証は不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、今回検証対象となったサービスについて、どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適切かについては、特に要件③の検証の合理性が認められるかどうかの観点から、都度、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(以下「モバイルスタックテスト指針」という。)に示された要件に沿って、総合的に判断することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 55</p> <p>● これまでに検証対象となったサービスについて、状況の変化が見込まれる場合、MVNOからの価格圧搾に関する再検証の要望が寄せられた際には、その必要性について総合的に検討することを要望。</p>	<p>考え方 55</p>	
<p>○ これまでに検証対象となったサービスにつきまして、状況の変化(費用配賦の見直しに伴うデータ接続料の上昇、料金プランにおけるデータ容量の増量、利用実態の変化による平均通信量の変動など)が見込まれる場合、MVNOからの価格圧搾に関する再検証の要望が寄せられた際には、その必要性について総合的にご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 考え方 54 のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 56</p> <p>● 接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法について、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することに賛同。</p>	<p>考え方 56</p>	
<p>○ 当社は、接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法について、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 57</p> <p>● 「接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持すること」とする考え方に賛同。</p> <p>● 「今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当」との考え方について、営業費比率の対前年比での上昇状況のみを見た場合、その期間のみ生じる特有の要素を排除できず、一断面での検証となる可能性があることから、現行の指針のとおり、直近5年間の平均値を継続すべき。</p>	<p>考え方 57</p>	
<p>○ 「接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持すること」とする考え方に賛同します。</p> <p>○ 一方、「今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当」との考え方については、営業費比率の前年対比での上昇状況のみを見た場合、直近1年間等、現行よりも短い期間の場合は営業費相当額ではその期間のみ生じる特有の要素を排除できず、</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、御指摘のような、その</p>	<p>無</p>

<p>一断面での検証となる可能性があることから、現行の指針のとおり、直近5年間の平均値を継続すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>期間のみ生ずる特有の要素による影響の有無の確認等も含め、必要に応じて改めて検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見 58</p> <p>● 営業費相当額について、直近1年間など短期的な値を用いる場合、特殊要因による一時的な変動の影響を受けやすくなることが懸念。「接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持すること」という報告書案の考え方に賛同。</p>	<p>考え方 58</p>	
<p>○ 営業費相当額について、直近1年間など短期的な値を用いる場合、特殊要因による一時的な変動の影響を受けやすくなることが懸念されます。左記の「接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持すること」という考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 59</p> <p>● MNO各社から「お試し」を目的とした通信料金割引が行われるプランが発表された際には、定例の検証とは別に臨時の検証を行うなど早期に競争影響を確認することを要望。</p> <p>● また、従来の検証内容に加え、至近の競争状況を確認する等、実際の競争状況等に応じた柔軟かつ実効性のある検証をすることを要望。</p>	<p>考え方 59</p>	
<p>○ MNO各社により「お試し」を目的とした通信料金割引が行われるプランが発表された際には、定例の検証とは別に臨時の検証を行うなど早期に競争影響を確認頂くようお願いいたします。</p> <p>○ また、従来の検証内容に加え、至近の競争状況（例えば、至近の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を確認いただく等、実際の競争状況等に応じた柔軟かつ実効性のある検証を実施いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ モバイルスタックテストにおける「お試し」が適用されるプランについての検証については、本報告書案のとおり、今後、各社の具体的な発表を踏まえて、検証時期、検証期間、検証方法等について検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 従来の検証内容に加え、実際の競争状況等に応じた柔軟かつ実効性のある検証の実施を要望するとの御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 60</p> <p>● 「お試し」割引施策開始直後は実績データが十分に蓄積されていない等の状況が想定されるため、検証の精度を確保するための方策を検討すべき。</p>	<p>考え方 60</p>	
<p>○ 「お試し」割引施策開始直後は実績データが十分に蓄積されていない等の状況が想定されるため、検証の精度を確保するための方策を検討すべきと考えます。</p> <p>○ 例えば、立ち上がり期（サービス開始期）の一断面での検証とならないよう、検証時期及び検証方法に関し、二種指定事業者と次の点の調整を行った上で整理いただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の期間経過後に検証を実施する、利用者料金については将来の収入も考慮すること ・本研究第91回（令和6年12月24日）においてKDDI株式会社社殿が例示として挙げられた「6ヶ月の期間限定の割引である場合、12ヶ月の単月平均割引額に補正する等」 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 考え方 59 上段のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>意見 61</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「お試し」が適用されるプランについて、通信料金割引は新規契約者のみに適用されるものであることから、多くの顧客を抱えるMNOでは利用者料金から控除される割引額が過少に算出されることが懸念されるため、至近の情勢変化や競争環境を反映した検証が行われることが望ましい。 ● 仮に「お試し」が適用されるプランが発表され検証を行う際には、競争環境の実態に即した検証につながる制度等を検討することを要望。 	<p>考え方 61</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「お試し」が適用されるプランは現時点で発表されておらず、『各社の具体的な発表を踏まえて、検証時期、検証期間、検証方法等について検討を行うことが適当』と本報告書（案）では示されております。 ○ この点、通信料金割引は新規契約者のみに適用されるものであることから、多くの顧客を抱えるMNOでは利用者料金から控除される割引額が過少に算出される懸念があると考えており、割引額は当該プランの新規加入者数から算定するなど、従来のスタックテストのみではなく、至近の情勢変化や競争環境を反映した検証も行われることが望ましいと考えます。 ○ 仮に「お試し」が適用されるプランが発表され、検証を行うに当たっては、競争環境の実態に即した検証につながる制度等を検討いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ モバイルスタックテストにおける「お試し」が適用されるプランについての検証については、考え方 59 上段のとおりです。 ○ 競争環境の実態に即した検証につながる制度等に係る御意見については、参考として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見 62</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス・プランのリリース時期や提供期間によっては、行うべき検証が正しく行えない懸念があるため、検証の実施時期を臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当とする本報告書（案）の考え方に賛同。 	<p>考え方 62</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回検証対象となったサービス・プランの中には、本年7月時点で既に新規受付を終了しているものや内容が見直し・変更されているものが存在しております。 ○ 利用者のニーズに合わせた魅力的なサービス・プランが選択肢として登場することは、ユーザーの利便性を向上させ、競争を促進するものと受け止めておりますが、サービス・プランのリリース時期や提供期間によって、行うべき検証が正しく行えない懸念があると考えます。 ○ この点、検証の実施時期を臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当とする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見 63</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 『検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨時の検証も含めて柔軟に検証することが適当である』とする本報告書（案）の考え方に賛同。 ● 具体的な課題に基づく要望があった場合には速やかに検証いただく必要。検証要否の判断と検証をスピーディに進めるために必要な事項について、事前に整理・検討することを要望。 	<p>考え方 63</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 『検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨時の検証も含めて柔軟に検証することが適当である』とする本報告書（案）の考え方に賛同いたします。 ○ 今般の検証と同様にMNOのプラン・サービス見直しや新プラン・サービスの開始に伴い、競争上の課題が発生することは今後も想定され、具体的な課題に基づく要望があった場合には、速やかに検証いただく必要があると考えます。 ○ この点、競争事業者となるMVNOからどのように要望を行うのか、要望を行う際にどのような条件を満たせば検証対象とする合理性が認められるのかなど、検証要否の判断と検証をスピーディに進めるために必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証の実証時期について、本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 検証対象について、臨時の検証の場合であっても、モバイルスタックテスト指針に定められた検証対象の要件を全て満たすものを対象とすることが適当と考えますが、総務省において、具体的な 	<p>無</p>

な事項について、事前に整理・検討を行うことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

要望を踏まえて対応することが適切と考えます。

・第3章 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく NTT 東日本・西日本の光サービス卸に関する検証）

意見	考え方	修正の有無
2. 光サービス卸における卸料金の検証		
意見64 ● 光サービス卸における卸料金の適正な検証のために、当協会が確認を求める具体項目につきNTT東西の丁寧な説明を要望。	考え方64	
<p>○ 当協会からの各主張左記（事務局注）については当協会としては、NTT東西殿の自己検証を踏まえ把握しうる範囲で具体項目につき確認を求めたものになりますが、当該項目の説明がなされないと卸先事業者の理解も進まず、同じ要望を繰り返している状況です。</p> <p>○ 上記説明がないため研究会においても一部は推測で発言・議論がなされており、研究会で適正に検証が行われるためにはNTT東西殿による丁寧な説明が欠かせないと考えますので、この点引き続き要望いたします。</p> <p>（事務局注：2. 光サービス卸における卸料金の検証（前略）・サービス運営コストに関して、光サービス卸の契約者数が微増にとどまる中で、令和6年には新規機能の実装はさほど増加しておらず、従前からのコストの増加要因は少ないのではないか。【JAIPA】）</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 今回の検証においては、NTT東日本・西日本からモデル収容率におけるアクセス回線接続料の推移を示したこと等の点において、卸料金の透明性向上について一定の寄与があったと思われる、その点は一定の評価をすべきと考えます。</p> <p>○ 他方で、本報告書案のとおりNTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、卸料金と接続料相当額の関係について説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところです。卸料金と接続料相当額の関係についての説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになることから、NTT東日本・西日本は、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、卸料金原価の内訳である人件費や物件費について自社のデータを開示する等、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要であると考えます。</p>	無
意見65 ● 光サービス卸における卸料金の検証について、事業者意見中の要望した項目に関して、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドについて適切な説明を要望。	考え方65	
○ 前提となる考え方に対する要望前記の各論の議論のみならず、ベースとなる考え方について事業者間で共通理解を得ることが本研究会における検討の大前提であると考えます。当自己設置や相互接続とのバランス	○ 考え方64のとおりです。	無

<p>を勘案する定量的な基準及び計算式、サービス開始当初から過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で（投資額が）二重回収になる懸念に関し、投資回収における定量的な基準・計算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドについて適切な説明を改めて要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見66</p> <p>● 構成員からの意見に賛同。</p>	<p>考え方66</p>	
<p>○ 左記構成員の意見（事務局注）に賛同いたします。</p> <p>（事務局注：2. 光サービス卸における卸料金の検証（前略）・（資料91-6の4ページ、5ページについて）接続料以外にも卸料金に影響するいろいろな費目があることが示されているが、定量的な説明が足りない。例えば各費用の割合がそれぞれどういう状況にあるか、各費用のトレンドがどういう状況にあるか、人件費の上昇が卸料金にどれだけどのように影響するかといったことをより丁寧に提示していただくと、少し透明性が高まると思う。定性的な説明ではなくて、もう少し数字に置き換えたもので説明いただくと分かりやすいと思う。）</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 考え方64のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見67</p> <p>● 加入光ファイバ接続料については令和8年度以降も接続料の上昇が懸念。</p> <p>● 接続料が光サービス卸の卸料金と同等やそれ以上の水準となった場合、接続と卸役務の適切なバランスが確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがある。その結果、リスクを冒してまで接続で参入する事業者がいなくなることでサービスの多様性が失われ、ユーザの利便性が損なわれると考える。</p> <p>● ユーザの利便性向上および公正な競争を促進する観点から、総務省において加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視することを要望。</p>	<p>考え方67</p>	
<p>○ 加入光ファイバ接続料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の景気動向や金融政策の状況等により、リスクフリーレート（10年ものの国債利回り）が上昇傾向にあり、これに伴い報酬額が今後も上昇するおそれがあること ・ 昨今の物価高騰の影響等により、コストが今後も上昇するおそれがあること ・ メタル回線設備の縮退に伴い、契約者数比をメタルと光ファイバの費用配賦基準に用いる電柱等の保守費や減価償却費などの費用が急激に増加するおそれがあることから、令和8年度以降も接続料の上昇が懸念されます。 <p>○ 「接続」によるサービス提供形態は、市場におけるサービスの多様化を図る観点から、今後も広く活用されることが期待される提供形態であると考えますが、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・「卸役務」の適切なバランス（通常はリスク・リターンともに「接続」>「卸役務」の関係）が確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ 結果、設備投資インセンティブが失われ、リスクを冒してまで「接続」で参入する事業者がいなくなることでサービスの多様性が失われ、ユーザの利便性が損なわれると考えます。</p> <p>○ そのため、ユーザの利便性向上および公正な競争を促進する観点から、総務省においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社KDDI】</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日）が指摘するとおり、FTTHアクセスサービス市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、自己設置、接続、卸電気通信役務による提供形態の中から、電気通信事業者が自らの資金や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることにより市場全体の需要増につながるということが重要です。</p> <p>○ 総務省においては、今後もこの考え方を踏まえて接続料、卸料金を注視することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見68</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予見可能性向上および接続料算定の適正性の観点から算定方法の在り方について議論・検討が必要。 ● 加入光ファイバ接続料については、複数年度の将来原価方式により算定されているが、毎年度、接続料規則第3条に基づく例外的な乖離額調整がなされており、また報酬額が上昇傾向であるため乖離額が大きくなる傾向。乖離額縮小の観点からは1年間の将来原価方式による算定へ見直す等の検討が必要。その場合、予見可能性確保の観点から、NTT東西においては毎年度、3年間分の予測単金および算定根拠の情報開示を要望。また第1号将来原価方式の原則に則り、乖離額=0とするような整理についても議論・検討が必要。 ● 加入光ファイバ接続料原価の多くを占める報酬額について、NTT東西とNTT持株との関係性や特殊性、特に政府の株式保有義務を考慮すると、政府出資分にあたる株主資本コスト（自己資本コスト）について、「CAPM的手法」を用いた期待自己資本利益率で報酬額を算定することの妥当性の検証が必要。 	<p>考え方68</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の通り、令和8年度以降も加入光ファイバ接続料の上昇が予想される状況において、予見可能性向上および接続料算定の適正性の観点から、環境変化等を踏まえ、算定方法の在り方について議論・検討が必要であると考えます。 ○ 加入光ファイバ接続料については、複数年度（現行では3年度分）の将来原価方式により算定されておりますが、毎年度、接続料規則第3条に基づく例外的な乖離額調整がなされており、また、接続料原価に占める割合が大きい報酬額が上昇傾向であるため、2年目・特に3年目において乖離額が大きくなる傾向があります。3年間の将来原価方式による算定が大きな乖離額発生要因の一つであることを踏まえると、乖離額縮小の観点から、例えば、1年間の将来原価方式による算定へ見直す等、検討が必要と考えます。なお、その場合、NTT東西においては、予見可能性確保の観点から、毎年度、3年間分（2年目・3年目）の予測単金および算定根拠の情報開示を要望いたします。 ○ また、接続料規則第3条に基づく例外的な乖離額調整が毎年度恒常化していることから、第1号将来原価方式の原則に則り、上記1年間の将来原価方式による算定への見直しと合わせて、乖離額=0とするような整理についても議論・検討が必要であると考えます。 ○ さらに、加入光ファイバ接続料原価の多くを占める報酬額について、NTT東西とNTT持株との関係性や特殊性、特に「日本電信電話株式会社等に関する法律 第4条」に基づく政府の株式保有義務（政府が3分の1以上のNTT持株会社の株式を保有し、NTT持株会社がNTT東西の株式100%を保有する義務）を考慮すると、一般的な投資家の投資行動とは異なるものであり、政府出資分にあたる株主資本コスト（自己資本コスト）について、「CAPM的手法」を用いた期待自己資本利益率で報酬額を算定することの妥当性の検証が必要と考えます。 ○ 具体的には、NTT東西がユニバーサルサービスの最終保障責務の提供等で赤字であっても政府が出資を引き揚げるのがないこと、および一般的に政府はリスク中立的と考えられることを踏まえ、政府出資分の自己資本コストについてはリスクプレミアムを考慮しないといった算定方法の検討が必要ではないかと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社KDDI】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの接続料の算定方法等に関する御意見については、参考として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見69</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金と接続料相当額の差分については、近年の接続料の上昇と卸料金の漸減傾向により近接性が高まっているが、卸料金の大宗を占める接続料相当額は引き続き上昇が見込まれる状況であり、卸料金の推移については、予見性を確保する観点から、接続料の推移についても同様に、今後の中長期の数値を開示いただくことが適当。 ● 加入光ファイバ接続料については、令和5年度の接続料の改定において、令和5年度から令和7年度までの3年間について将来原価方式により算定された金額が認可されているが、令和4年度以降、適用接続料は継続的に上昇し、令和5年度に係る実績収入と実績原価に基づく実績差額を令和7年度の接続料原価に算入する三条許可申請が行われ、令和7年度の適用接続料は認可済接続料から上昇。 	<p>考え方69</p>	

<p>● 今後、次期算定期間における接続料の算定方法の在り方については、昨今の人件費の高騰や市場環境の変化、メタル縮退による設備管理運営費の上昇等に鑑みれば、今後も接続料の上昇傾向は継続するものと想定されるところ、予見性の確保のためのNTT東西の更なる情報開示や乖離額調整の在り方、電柱の耐用年数の見直し等について、今後更に議論を深めていくことが必須。</p>		
<p>○ 卸料金と接続料相当額の差分については、近年の接続料の上昇と卸料金の漸減傾向により近接性が高まっていると認識しています。本研究会（第93回）におけるNTT東西殿のご説明資料（資料93-1）の9ページにおいても、「接続料の上昇と卸料金の値下げにより2023年度以降縮小」しているとご説明されています。また、同ページにおいて、卸料金については、「市場環境や競争環境等を総合的に勘案し（略）、中長期で安定的・サステナブルな設定とする」とのお考えをお示しいただいておりますが、卸料金の大宗を占める接続料相当額は引き続き上昇が見込まれる状況であり、中長期の卸料金の推移の開示については「2026年度以降の数値を開示していく考え」とされていることを踏まえ、予見性を確保する観点から、接続料の推移についても同様に、今後の中長期の数値を開示いただくことが適当と考えます。</p> <p>○ 実際に、加入光ファイバの接続料については、令和5年度の接続料の改定において令和5年度から令和7年度までの3年間について、各年度のコストや需要を予測する将来原価方式により算定された金額が認可されていますが、令和4年度以降、適用接続料は継続的に上昇している状況となっています。加えて、第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条の二第一項の規定により乖離額の調整は原則認められていないところ、令和5年度に係る実績収入と実績原価に基づく実績差額を令和7年度の接続料原価に算入する三条許可申請が行われ、令和7年度の適用接続料は認可済接続料から+87円～+121円程度と大幅に上昇しています。</p> <p>○ このような状況の下、今後、本研究会において令和8年度からの次期算定期間における接続料の算定方法の在り方についてご議論されるものと認識しておりますが、昨今の人件費の高騰や市場環境の変化、メタル縮退による設備管理運営費の上昇等に鑑みれば、今後も接続料の上昇傾向は継続するものと想定されます。</p> <p>○ 本研究会のご議論（第91回）においても、構成員から、接続料の予見性の観点から検討を行う必要性に関するご意見があったことも踏まえ、予見性の確保のためのNTT東西殿の更なる情報開示や乖離額調整の在り方、電柱の耐用年数の見直し等について、今後更に議論を深めていくことは必須であると考えます。</p> <p>○ このように、卸料金の透明性の向上だけでなく、卸料金と接続料相当額の関係性を踏まえた接続料の在り方についてご検討いただくことが必要であり、報酬の算定に用いられるリスクフリーレートに採用されている国債利回りの急激な上昇など経済情勢の大きな変化にある中で、接続料に係る次期算定期間が到来する前に、本研究会において、関係事業者や事業者団体の理解が得られるよう、必要な議論を行っていただくことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 加入光ファイバの接続料の算定方法等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見70</p> <p>● 卸料金の設定については、NTT東西において卸検証ガイドラインに基づき令和5年度の卸料金の妥当性等の検証が行われ、卸料金と接続料相当額の中長期での連動性に関するデータや、卸料金原価の設備コストと営業コストの比率、その内訳である人件費や物件費の上昇傾向が示され、本研究会において一定の評価を得たが、卸料金の更なる透明性の確保の観点から、今後一層の適正性の検証がなされることが適当と考える。</p>	<p>考え方70</p>	
<p>○ 卸料金の設定については、第九次報告書（案）のとおり、NTT東西殿において卸検証ガイドラインに基づき令和5年度の卸料金の妥当性等の検証が行われ、卸料金と接続料相当額の中長期での連動性に関するデータや、卸料金と接続料相当額の差分の透明性を高めるための卸料金原価の設備コストと営業コストの比率、その内訳である人件費や物件費の上昇傾向が示されたこと等について本研究会において評価されていることは認識しています。しかしながら、構成員から「コストが上昇傾向にあるという説明に関して、一般的な人件費、物価指数等を示しているが、例えば令和2年度を100としたらNTT東西自体の人件費がトレンドとしてどのくらい増加しているのか等、一般的なデ</p>	<p>○ 考え方64のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>一タではなくNTT東西個別のデータがないと、卸料金のコストの動きに対する説明としては不十分」とのご意見もあることを踏まえ、卸料金の更なる透明性の確保の観点から、今後一層の適正性の検証がなされることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
3. 考え方		
<p>意見71</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● NTT東西の説明では、サービス卸のコスト状況や卸料金への影響がまだ明確化されているとはいえない。 ● 原価（特にその他費用）における各コストの比率および推移を開示の上、議論できればと考える。 	<p>考え方71</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ 本報告書案において、「今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要である。」とまとめられております。 ○ これまでの「接続料の算定等に関する研究会」及びテレコムサービス協会FVNO委員会での議論等により、NTT東西殿からは、人件費、電気料金、部材費など大枠の説明は頂いたが、次の観点から光サービス卸のコスト状況や卸料金への影響が明確化されていません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世間一般の人件費・部材費等の高騰とNTT東西殿内のコスト状況は必ずしも同一ではないこと ・ 原価に占める人件費等コストの比率がわからず、卸料金への影響が不明であること ○ そのため、1回線当たりにかかっているコストは経営情報もあるかと思いますが、卸先事業者側の妥当性判断のために、原価（特にその他費用）における各コストの比率、およびそれらの推移を開示の上、議論できればと考えます。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については考え方 64 のとおりです。 	無
<p>意見72</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西による情報開示をさらに進める方向性が示されたが、具体的にどのような点を深掘りして検証を進めていくのかが不明確。具体的にどのような情報を開示するか示すべき。 ● 研究会で当社が提案した内容について、NTT東西は開示すべき。すぐに開示ができない場合は、開示が可能となる時期もしくは開示できない理由を説明するべき。 	<p>考え方72</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本株式会社(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及びNTT西日本株式会社(以下、「NTT西日本殿」といいます。)による情報開示をさらに進めるという方向性が示されているものの、具体的にどのような点を深掘りして検証を進めていくのかが不明確であり、これまでも累次の要請に対して十分な情報開示がなされていない状況を踏まえると、今後も同様の状況となることが懸念されるため、具体的にどのような情報を開示するか示すべきと考えます。 ○ 具体的には、本研究会第92回(令和7年1月27日)における当社の説明資料によって提案した下記内容について、NTT東日本殿及びNTT西日本殿から開示いただきたく考えています。すぐに開示ができない場合は、開示が可能となる時期もしくは開示できない理由を説明いただくべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他検証での定量的な情報の開示(卸料金と接続料相当額との差額に関する情報) ・ 時系列検証での中長期の料金・原価推移を評価できる情報の開示 ・ 投資回収設定期間や将来必要な投資規模の情報の開示 ・ 卸料金について需要増等に伴う1ユーザあたりの単価低減による収支実態がわかる情報の開示 ・ 接続料改定時期と合わせた卸料金改定を実施しない合理的な理由の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方64のとおりです。 	無

【ソフトバンク株式会社】		
<p>意見73</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東西同一料金について、より一層丁寧な説明を行うことを適当とする方向性が示されたが、具体的にどのような点を深掘りして検証を進めていくのかが不明確。具体的にどのような情報を開示するか示すべき。 ● 研究会で当社が提案した内容について、NTT東西は回答するべき。 	<p>考え方73</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東西同一料金について、より一層丁寧な説明を行うことを適当とする方向性が示されたものの、具体的にどのような点を深掘りして、検証を進めていくのかが不明確であり、これまでも累次の要請に対して十分な情報開示がなされていない状況を踏まえると、今後も同様の状況となることが懸念されるため、具体的にどのような情報を開示すべきか示すべきと考えます。 ○ 具体的には、本研究会第92回(令和7年1月27日)における当社の説明資料によって提案した以下内容について、NTT東日本殿及びNTT西日本殿からご回答をいただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本殿とNTT西日本殿間のコスト構造の差分や料金の均一化方法についてのご説明 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、NTT東日本・西日本で卸料金が同一となっていることについて、東西コスト構造の差分を踏まえた東西同一料金の設定根拠等に関する説明が不十分との指摘が寄せられていることから、NTT東日本・西日本においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、一層丁寧な説明を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見74</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西によるメタル回線の縮退によって、固定系ブロードバンドサービス市場には今後大きな環境変化が予定されており、加入光ファイバの接続料も大幅な上昇が予想され、卸料金や競争環境に与える影響等が懸念。 ● 加入光ファイバの接続料に関して、情報通信行政・郵政行政審議会答申(令和7年3月26日)を踏まえ、算定方法について次期算定期間に間に合うよう速やかな議論を開始すべき。 	<p>考え方74</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む固定系ブロードバンドサービス市場における環境の変化等を注視すべき」という意見については、今後予定されている大きな環境変化として、NTT東日本殿及びNTT西日本殿によるメタル回線の縮退が挙げられます。 ○ これにより加入光ファイバの接続料も大幅な上昇が予想され、卸料金への影響や競争環境に与える影響等が懸念されます。加入光ファイバの接続料に関しては、情報通信行政・郵政行政審議会答申(令和7年3月26日)において、以下のとおり考え方が示されました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバ接続料が低廉な水準であることは、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。 ・ そのため、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当であると考えます。 ○ したがって、次期算定期間に間に合うよう速やかに本研究会で算定方法について議論を開始すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 加入光ファイバの接続料の算定方法等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見75</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金原価の内訳である人件費や物件費について、NTT東西が提供する光サービス卸の料金の透明性を更に向上させるため、開示データの更なる充実を要望。卸料金と接続料相当額の差分について、卸料金の透明性を確保すべく、総務省において今後より一層の注視を要望。 	<p>考え方75</p>	

<p>● NTT東西殿の分離の趣旨から、光サービスの卸料金はNTT東西それぞれにより個別に設定されるべき。</p> <p>○ 卸料金原価の内訳である人件費や物件費について、「NTT東日本・西日本から、自社データ等の開示も含めた開示データの充実について、次年度の協議に向けて検討していく考えが示された」(P76)とあるところ、NTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿(以下「NTT東西殿」)が提供する光サービス卸の料金の透明性を更に向上させるため、開示データの更なる充実に要望いたします。また、卸料金と接続料相当額の差分について、「本研究会において、引き続きNTT東日本・西日本からの説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である」(P77)とされているところ、指定設備卸役務の提供における適正な交渉を促進するためにも、卸料金の透明性を確保すべく、貴省において今後より一層これを注視して頂きたく存じます。</p> <p>○ なお、NTT東西殿の分離の趣旨は「コスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性の排除」及び「相互参入し得る市場構造に改めることによるそれぞれの地域における独占性の弊害抑止」にある(情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会(第14回)(2024年7月30日)資料14-2「論点整理(公正競争WG)」P3)ことから、光サービスの卸料金はNTT東西殿それぞれにより個別に設定されるべきものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金の検証については、考え方64のとおりです。</p> <p>○ 東西同一料金についての考え方は、考え方73のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見76</p> <p>● 光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況で、トレンドでのコスト低減は見込めない中、2023年9月にも更なる卸料金の値下げを実施。</p> <p>● 卸料金検証についても、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストに限らず、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されていると考える。</p>	<p>考え方76</p>	<p>無</p>
<p><光サービス卸の概況></p> <p>○ 当社は、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」により、リモートワーク・遠隔医療/教育の推進をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。</p> <p>○ そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにしていくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。</p> <p>○ 当社光サービスの需要の見通しは厳しい状況であり、加えて現に2023年度以降、加入光ファイバの接続料が上昇しており、今後コストの上昇が見込まれる中ではありますが、コラボ事業者様とともに純増が低迷する光サービスの需要を改めて喚起するため、2023年9月に更なる卸料金値下げを実施したところであり、当社として可能な限りの経営努力を進めているところです。卸料金については、今回の値下げも含めて複数回にわたって自主的な値下げを実施してきたところであり、2024年度末までの累計値下げ額は2,700億円規模となっております。</p> <p>○ また、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証において、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストだけではなく、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されているものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】</p>	<p>○ 今回の検証における貴社からの説明については、本報告書案のとおり、モデル収容率におけるアクセス回線接続料の推移を示した点等において、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、その点は一定の評価をすべきと考えます。</p> <p>○ 他方で、本報告書案のとおり貴社による光サービス卸の卸料金検証については、卸料金と接続料相当額の関係について説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところです。卸料金と接続料相当額の関係についての説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになることから、貴社におかれては、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、卸料金原価</p>	<p>無</p>

	の内訳である人件費や物件費について自社のデータを開示する等、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要であると考えます。	
意見77 ● 卸料金に関する情報開示については、自主的に2025年度までの接続料相当額指数の見通しを開示し、また2024年度は、事業者に対し様々な定量的情報を見通しを開示したところであり、今後も、事業者からの情報開示の要望も含め、正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考え。	考え方77	
＜光サービス卸に係る情報開示の進展＞ ○ 加えて、卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、2023年度に自主的に2025年度までの接続料相当額指数を開示しましたが、さらに2024年度は、FVNO委員会様やJAIPA様に対し、様々な定量的情報（卸料金の原価要素である従業員給与や企業物価指数、電気料の過去5年間の指数、卸料金原価における設備コストと営業コストの割合、モデル的な収容数におけるアクセス回線接続料の推移）の見通しを開示したところです。 ○ 今後においても、第92回の研究会において事業者様からいただいた情報開示のご要望も含め、当社の正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考えです。 【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】	○ 考え方76のとおりです。	無
意見78 ● 卸料金と接続料相当額の差分については、卸料金の値下げと接続料の上昇により2023年度以降縮小しており、課題は改善に向かっているが、今後の状況についても丁寧に説明していく考え。	考え方78	
＜卸料金と接続料相当額の差分について＞ ○ これまで課題視された卸料金と接続料相当額の差分は、卸料金の値下げと接続料の上昇により2023年度以降縮小しており、課題は改善に向かっているところですが、本報告書の内容も踏まえ、今後の状況についても、丁寧に説明していく考えです。 【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】	○ 本研究会において、貴社からは卸料金と接続料相当額の差額については、貴社の卸料金の値下げに加え、接続料相当額の上昇に伴い前年と比較して縮小している旨の御説明があったと承知しています。他方で、事業者団体等からは、差額の適正性に関する説明が不十分との指摘もなされていることから、貴社においては、今後、こうした指摘も踏まえて、一層丁寧な説明を行うことが適当と考えます。	無
意見79 ● 卸料金の設定は、光サービス卸が可能な限り全国均一のスペックで提供しており、東西均一料金の方が運用しやすいという事業者の意見を踏まえ、東西で提供料金を同一としている。 ● 改めてアンケート調査にて事業者の意向を確認したところ、事業者様の多くが東西同一料金を希望していることも踏まえ、光サービス卸の料金について、今後も引き続き東西同一料金とし、事業者に理解いただけるよう、引き続	考え方79	

き丁寧な説明を行っていく考え。		
<p>＜東西同一料金の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸料金の設定にあたっては、光サービス卸が可能な限り全国均一のスペックで提供しており、効用が同一であることや、東西均一料金の方が運用しやすいという事業者様の意見を踏まえ、東西で提供料金を同一としています。 ○ 今般、接続料等研究会の議論を踏まえて、改めてアンケート調査にて事業者様の意向を確認したところ、光サービス卸の料金について、7割強の事業者様が「東西同一料金」を希望されており、「東西別料金」を希望されている事業者様は1割未満との結果となりました。 ○ 以上のことから、当社のこれまでの考え方、および光需要の拡大をともにめざすパートナーである事業者様の多くが、「東西同一料金」を希望されていることも踏まえ、当社としては、光サービス卸の料金について、今後も引き続き「東西同一料金」とする考えであり、コラボ事業者様にご理解いただけるよう、引き続き、丁寧な説明を行っていく考えです。 <p style="text-align: center;">【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、NTT東日本・西日本で卸料金が同一となっていることについて、東西コスト構造の差分を踏まえた東西同一料金の設定根拠等に関する説明が不十分との指摘が寄せられていることから、貴社においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、一層丁寧な説明を行うことが適当であると考えます。 	無

・第4章 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務の協議の適正化等）

意見	考え方	修正の有無
2. 主な意見		
意見80	考え方80	
<p>● NTT東西の光コラボに係る値下げ総額の規模につき高評価はできない。</p> <p>○ 2024年度のNTT殿IR資料におけるデータを単純に10倍しますと、平成27年度以来の10年間のNTT殿のIP系・パケット通信サービス収入の営業収益の累計額は約15兆円規模と推測されます。そのうちのすべてが光卸にかかるものではないものの、2100億円は15兆円の1.4%にすぎないことを考えると、必ずしも値下げの規模はそれほど高い評価を行うほどのものではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 卸料金の値下げ規模に関する御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見81	考え方81	
<p>● メタル回線設備の縮退に関する具体的な移行計画について現時点では明らかとなっておらず、NTT東西においてはメタル回線縮退に関する移行計画（移行スケジュールや代替サービスの内容等）、加入光ファイバ接続料への影響について早急な公表を要望。</p> <p>● メタルと光の費用配賦基準が契約者数比の場合、メタルの契約者数の急激な減少に伴い、実際にかかる費用に比してメタルに配賦される費用が極端に減少し、光の費用負担が過度に増加するおそれがあるため、メタル回線設備の縮退段階におけるメタルと光の適正な費用配賦基準について検討が必要と考える。</p> <p>● 公正な競争環境の確保、および利用者への円滑な移行を促進する観点から、NTT東西においては、メタルIP電話の通話サービス卸についてメタル回線縮退後における代替サービスの提供を要望。</p> <p>○ メタル回線設備の縮退に関する具体的な移行計画については、現時点では明らかになっておりません。そのため、「将来原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等に対する答申考え方9」において、「メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。（中略）NTTにおいては、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省において、必要な検証を行うことが適当であると考えます。」方が示されていることから、NTT東西においては、メタル回線縮退に関する移行計画（移行スケジュールや代替サービスの内容等）、および加入光ファイバ接続料への影響について早急な公表を要望いたします。</p> <p>○ メタル固定電話の利用者について、エリア単位での移行実施等強制的なサービス移行の段階に入った場合、メタルの契約者数が急激に減少する一方、不要となったメタル回線設備はすぐには撤去されず、残存するメタル回線設備にかかる電柱の保守費等は、相当な期間、継続して発生することが想定されます。</p> <p>○ しかしながら、メタルと光の費用配賦基準が契約者数比の場合、メタルの契約者数の急激な減少に伴い、実際にかかる費用に比して、メタルに配賦される費用が極端に減少し、光の費用負担が過度に増加するおそれがあることから、メタル回線設備の縮退段階におけるメタルと光の適正な費用配賦基準について、今後、検討が必要と考えます。</p> <p>○ また、公正な競争環境の確保、および利用者への円滑な移行を促進する観点から、NTT東西においては、メタルIP電話の通話サービス卸について、メタル回線縮退後における代替サービスの提供を要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社KDDI】</p>	<p>○ メタル回線設備の縮退に関する具体的な移行や、メタル回線縮退後における代替サービスの計画については、事業者への影響を考慮しNTT東日本・西日本において、早期に策定するとともに、総務省においてその動向を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 併せて、電柱・土木設備に係る費用配賦のあり方についても、必要に応じて検討することが適当と考えます。</p>	無
3. 考え方		

<p>意見82</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● NTT東西の説明では、サービス卸のコスト状況や卸料金への影響がまだ明確化されているとはいえない。 ● 原価（特にその他費用）における各コストの比率、およびそれらの推移を開示の上、議論できればと考える。 	<p>考え方82</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ 本報告書案において、「今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要である。」とまとめられております。 ○ これまでの「接続料の算定等に関する研究会」及びテレコムサービス協会FVNO委員会での議論等により、NTT東西殿からは、人件費、電気料金、部材費など大枠の説明は頂いたが、次の観点から光サービス卸のコスト状況や卸料金への影響が明確化されていません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世間一般の人件費・部材費等の高騰とNTT東西殿内のコスト状況は必ずしも同一ではないこと ・ 原価に占める人件費等コストの比率がわからず、卸料金への影響が不明であること ○ そのため、1回線当たりにかかっているコストは経営情報もあるかと思いますが、卸先事業者側の妥当性判断のために、原価（特にその他費用）における各コストの比率、およびそれらの推移を開示の上、議論できればと考えます。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については考え方64のとおりです。 	<p>無</p>
<p>意見83</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研究会で当社が提案した事項について、NTT東西からの回答や本報告書においても論点化がないため、今後の取り扱いを懸念。本年度の検証報告における反映と、反映困難な場合はその理由の開示を要望。 ● 営業費相当額に係る情報についても総務省にのみ開示され、何をもって判断したのかが、卸先事業者からは不明。 ● 卸先事業者が適正性を検証できる情報開示の拡大につき引き続き検討を要望。 	<p>考え方83</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会第92回(令和7年1月27日)における当社の説明資料により提案した下記内容について、NTT東日本殿及びNTT西日本殿から回答がなく、本報告書においても論点化されていないため、今後どのように取り扱われていくかが不明確であり、議論されないことを強く懸念します。 ○ つきましては、本年度の検証報告において下記事項も反映していただきたいと考えます。また、反映いただくことが困難な場合はその理由を開示していただくことを要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「時系列比較による検証」の項目追加(①サービス開始当初(2015年度)からのデータ検証、②「光サービス卸の運営に係るコスト」、「卸事業者の支援にかかるコスト」の追加、③サービス開始当初からの増減率追加) ・ 累計値下げ額に関する情報追加(①接続料相当額の累計値下げ額、②「光サービス卸の運営に係るコスト」、「卸事業者の支援に係るコスト」の累計値下げ) ・ 最低限開示いただきたい情報(接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸事業者の支援にかかるコスト、卸料金それぞれの①増減率(直近3ヵ年) ②増減率(サービス開始当初比)、③累計値下げ額) ○ また、営業費相当額に係る情報についても総務省殿にのみ開示され、何をもって判断したのかが、卸先事業者ではわかりません。 ○ そのため、卸先事業者が適正性を検証できる情報開示の拡大を引き続きご検討いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、貴社を含む関係者からの御指摘を踏まえ、NTT東日本・西日本は卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当であり、その上で、開示すべき情報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当であると考えます。 ○ なお、営業費相当額に関連する情報については、具体的な額、費用項目の構成比が明らかになることに対してNTT東日本・西日本から競争上の懸念が示されたことから、その情報開示の範囲については、十分な留意が必要と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見84</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西の営業費相当額に係る情報は事業者間協議の活性化に寄与することから、当該情報の開示範囲について、総務省の研究会等で引き続き議論を要望。 	<p>考え方84</p>	

<p>○ NTT東西殿の営業費相当額に係る情報は事業者間協議の活性化に寄与することから、「NTT東日本・西日本は卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。その上で、開示すべき情報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当である」(P88)とされているとおり、当該情報の開示範囲について、貴省の研究会等の場で引き続き議論して頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見85</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではないという本報告者案に賛同。 ● メタル回線の縮退に向けた代替サービスとして光回線電話が利用された場合、他事業者が料金面等で競争できないサービスが拡大し競争環境が阻害されるおそれがあるため、ワイヤレス固定電話の提供拡大に対する課題等も含めた電話単体市場全体における公正競争の在り方について議論が必要。 	<p>考え方85</p>	
<p>○ 「ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではない」という考え方について、賛同します。</p> <p>○ なお、メタル回線の縮退に向けた代替サービスとして光回線電話が利用された場合、他事業者が料金面等で競争できないサービスが拡大していき、競争環境が阻害されるおそれがあるため、ワイヤレス固定電話の提供拡大に対する課題等も含めた電話単体市場全体における公正競争の在り方について公の場で議論することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ メタル回線縮退に向けた代替サービスへの移行計画については、NTT東日本・西日本において早急に策定するとともに、メタル回線設備の縮退が、メタル固定電話の利用者だけでなく、競争事業者を含めて多様な関係者に影響を与える可能性があること等を踏まえ、NTTによる移行計画の策定後、速やかに検証を開始することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見86</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではないという本報告者案に賛同。 	<p>考え方86</p>	
<p>○ ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外しないことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見87</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西によるメタル回線縮退は音声接続料の高騰を招くおそれがあることから、適切なコスト配分等の対策を予め検討すべき。 ● NTT東西がメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画を早急に提示し、総務省を中心に適切な場で議論を要望。 	<p>考え方87</p>	
<p>○ ひかり電話ネクストの特定卸電気通信役務の範囲からの除外については「NTT東日本・西日本によるメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画や、他の電話サービスの提供状況等の市場動向を踏まえて、必要に応じて改めて検討することが考えられる」(P89)とされているところ、NTT東西殿によるメタル回線縮退は音声接続料の高騰を招くおそれがあることから、これに備え、適切なコスト配分等の対策を予め検討すべきであり、NTT東西殿に当該縮退に向けた代替サービスの提供計画を早急に提示頂き、貴省を中心に適切な場で議論頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ メタル縮退に伴う音声接続料への影響に関するご意見については、参考として承ります。</p> <p>○ メタル縮退を踏まえた費用配賦のあり方については、考え方81のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>意見88</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金の透明性を高めるために必要な営業費相当額等の開示については、本研究会におけるNTT東西の考えも踏まえ、営業費相当額に係る情報のうち開示可能な範囲について、その基本的な考え方や客観的な基準の検討といった観点から、議論を深めることが適当。 	<p>考え方88</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸料金の透明性を高めるために必要な営業費相当額等の開示については、本研究会（第93回）におけるNTT東西殿のご説明資料（資料93-1）の13ページにおいて、NTT東西殿から「正当な利益を害さない範囲で開示可能な情報がなければ次年度の協議に向けて検討していく考え」であるとお示しいただいたことも踏まえ、営業費相当額に係る情報のうち開示可能な範囲について、その基本的な考え方や客観的な基準の検討といった観点から、ご議論を深めていただくことが適当と考えます。 <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方83のとおりです。 	<p>無</p>
<p>意見89</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者と協議等を通じて運用改善に係る意見交換や卸料金の透明性向上に向けた説明を複数回実施しており、光サービス卸の運用改善に向けては、2023年度に「コラボ事業者様からのご要望を受け付ける仕組み」を設け、事業者からの要望全てに対して検討と回答を実施したことに加え、個別の事業者間協議を通して事業者様の抱える課題等を丁寧にヒアリングし、運用改善等を実施。 ● 卸先事業者への卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加え、事業者団体に対して、自主的に2025年度までの接続料相当額指数の見通しを開示し、また2024年度も様々な定量的情報を見通しを開示したところであり、丁寧な事業者協議を実施。 ● 光コラボレーションモデルの更なる発展のために、コラボ事業者とこれまで以上に協力しながら、双方で運用コストの効率化やサービスの魅力度向上を進め、引き続き事業者との真摯な協議に取り組んでいく考え。 ● 情報開示については、事業者の要望も踏まえ、正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考え。 	<p>考え方89</p>	
<p><事業者協議の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、事業者様と協議等を通じて運用改善に係る意見交換や卸料金の透明性向上に向けた説明を複数回にわたって実施しています。光サービス卸の運用改善に向けては、2023年度に「コラボ事業者様からのご要望を受け付ける仕組み」を設け、これまでに コラボ事業者様から公開を許可されている件数だけでみても累計130件を超えるご要望全てに対して検討と回答を実施したことに加え、FVNO委員会様、JAIPA様との個別の事業者間協議を通して、コラボ事業者様の抱える課題等を丁寧にヒアリングし、運用改善等に取り組んできたところです。 ○ コラボ事業者様への卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、2023年度に自主的に2025年度までの接続料相当額指数を開示しましたが、さらに2024年度は、FVNO委員会様やJAIPA様に対し、様々な定量的情報（卸料金の原価要素である従業員給与や企業物価指数、電気料の過去5年間の指数、卸料金原価における設備コストと営業コストの割合、モデル的な収容数におけるアクセス回線接続料の推移）を開示し、丁寧な事業者協議を実施してきたところです。 ○ また、光サービスの需要は厳しい状況にはありますが、光コラボレーションモデルの更なる発展のために、パートナーであるコラボ事業者の皆様とこれまで以上に協力しながら、双方で運用コストの効率化やサービスの魅力度向上を進め、光サービスの需要喚起に努めていく考えであり、引き続き、コラボ事業者様との真摯な協議に取り組んでいく考えです。 ○ 引き続き、情報開示については、事業者様のご要望も踏まえて、当社の正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考えです。 <p style="text-align: center;">【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、卸元事業者自身が卸先事業者等と積極的に協議を行うことが重要と考えます。この点、自主的な接続料相当額指数の見通しや様々な定量的情報の開示等は望ましい対応であると考えますが、貴社においては、引き続き、事業者間協議の活性化に向けて対応していくことが適当と考えます。 ○ 卸料金に関する情報開示等については、本研究会における関係事業者・構成員の意見等も踏まえ、貴社において、透明性の確保に資する説明を継続的に行っていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>意見90</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業コストに関する定量的な情報は、重要な経営情報であり、当該情報の開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被るとともに、設備構築事業者とサービス提供事業者の間及びサービス提供事業者との間の健全な競争を歪めるため、開示することは不可能。(費用項目の構成比についても、営業コストの凡その規模感が類推可能となることから機密性は同様) ● 引き続き、情報開示については、事業者の要望も踏まえ、正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考え。 	<p>考え方90</p>	
<p><営業費相当額の開示に対する当社の考え></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 費用内訳の構成比や増減傾向といった定量的な情報を開示すべきとのご指摘があった営業コスト(卸料金と接続料相当額との差額で回収するコスト)については、当社がどのような販売支援リソースやサービス運営体制で競争市場に向き合っていくかを類推させる極めて重要な経営情報であることから、当社のみがその開示を強いられた場合、当社は一方的に競争上の不利益を被ることとなります。 ○ その結果、設備構築事業者とサービス提供事業者との間、およびサービス提供事業者間の健全な競争を歪めることになるため、開示することはご容赦いただきたいと考えます。(費用項目の構成比についても、営業コストの凡その規模感が類推可能となることから機密性は同様) ○ 引き続き、当社としては事業者様のご意見を伺いながら、正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考えです。 <p style="text-align: center;">【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、貴社においては、卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当であり、その上で、開示すべき情報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当であると考えます。 ○ なお、営業費相当額に関連する情報については、貴社から、具体的な額、費用項目の構成比が明らかになることに対して競争上の懸念が示されていることを踏まえ、情報開示の範囲については、十分な留意が必要と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見91</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸電気通信役務は過剰に規制するべきではないと考えるが、協議の適正性確保のために特定卸に係る規制を課すとしても、多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、その対象は必要最小限の範囲とすべき。 ● 具体的には、卸元事業者が現に提供している役務のうち公正競争上影響の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多寡については、市場における当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべき。 	<p>考え方91</p>	
<p><卸電気通信役務に関する基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸電気通信役務については、「電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本」(接続料等の算定に関する検討会 第六次報告書 等)と整理されており、当該制度趣旨を踏まえれば、卸電気通信役務を過剰に規制するべきではないと考えます。 ○ このような卸の制度趣旨に加え、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」によって多種多様なサービスを提供することで市場を開拓していくというコラボレーションモデルの目的を踏まえれば、光コラボ事業者と当社の利害は相反するものではない(“競争”ではなく“共創”する)ため、光コラボレーションモデルに対して過剰な規制は不要であると考えます。 ○ 仮に協議の適正性確保のために特定卸に係る規制を課すとしても、多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、その対象は必要最小限の範囲とすべきと考えます。 ○ 具体的には、特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであり、その効果を注視するため、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況について継続的に把握する必要があると考えます。 ○ その上で、本件研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、 	<p>無</p>

<p>すべきであり、その影響の多寡については、市場における当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべきものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】</p>	<p>追加的な措置を検討することが適切と考えます。</p> <p>○ なお、特定卸電気通信役務は、電気通信事業法第38条の2第2項において、「第一種指定電気通信設備（中略）を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう」と規定されており、今後とも、この規定に則り対象を判断すべきと考えます。</p>
--	--

・第5章 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料の算定方法

意見	考え方	修正の有無
3. 考え方		
<p>意見92</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 利用中止費の経過措置を原則に戻すことを検討する際には、エンドユーザの負担が増加しないよう十分に配慮すべき。 ● IPoE方式の単県接続の柔軟化の検討の際には、具体的な需要及び費用を踏まえるととも、利用中のエンドユーザの負担が増加しないよう十分に配慮を希望。 	考え方92	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用中止費の特例経過措置の維持に賛成いたします。 ○ POI増減設が動的に発生している変動期では、利用者負担となる現状が適正であるためです。利用中止費の経過措置を原則に戻すことを検討する際には、経過措置を継続する場合と原則に戻す場合それぞれについて、NTT東日本・西日本殿の接続料金がどのように変化するかをシミュレーションした上で、エビデンスに基づきエンドユーザの負担が増加しないよう十分に配慮した検討を進めていただきたいと思います。 ○ また、仮に L2873- 柔軟化を進める場合は、具体的な需要及び費用について検討した上で、現在のIPoE方式を利用中のエンドユーザに負担増が発生することがないように進められることを強く希望します。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人IPoE協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ IPoE方式の単県接続の柔軟化については、本報告書案のとおり、技術的可能性や市場の動向等を注視することが適当と考えます。 	無
<p>意見93</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 経過措置の継続要否は、単県POI開設完了後のVNE事業者の移行計画等の状況を踏まえ検討すべき。 	考え方93	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点においてもVNE事業者様が利用するPOI種別やポート数の変動が生じていることや、今後も単県POIの開設が見込まれることを踏まえ、「単県POIの増設の完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるかについて検討し、原則に戻す時期について決定する」ことに賛同します。 ○ なお、経過措置の継続要否については、単県POI開設完了後のVNE事業者各社様の移行計画等の状況を踏まえ検討していくことが望ましいと考えます。 <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ GWRの利用中止費の経過措置の要否については、本報告書案のとおり、今後、貴社による単県POIの増設の完了後に、経過措置の維持について検討し、原則に戻す時期について決定することが適当と考えます。 	無
<p>意見94</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 経過措置は、単県POI増設完了後には本則運用にすべき。 	考え方94	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回経過措置を維持することには賛同しますが、NTT東西殿による単県POIの増設が完了した暁には、ポートの新設増設以外の変動要因はなくなると思われることから、GWRの利用中止費に関する特例措置については、法令に基づく本則通りの措置にすべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ GWRの利用中止費の経過措置の要否については、本報告書案のとおり、今後、NTT東日本・西日本による単県POIの増設の完了後に、経過措置の維持について検討し、原則に戻す時期につい 	無

	て決定することが適当と考えます。	
--	------------------	--

・第6章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

意見	考え方	修正の有無
3. 考え方		
<p>意見95</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省において、トラヒック・ポンピングの状況について注視し、必要に応じてガイドライン等の見直しを検討するほか、行政上の必要な対応を講じていくことについて賛同。 ● 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について事業者へのアンケート等を実施することで、本研究会において定期的なモニタリングをすることを要望。 	<p>考え方95</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、トラヒック・ポンピングについて引き続き総務省による対応が必要である重要な政策課題として、総務省による状況の注視、必要に応じた「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」（令和6年9月12日公表）（以下、「ガイドライン」とします。）等の見直しや行政上の必要な対応を講じることに賛同いたします。 ○ この点、総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について事業者へのアンケート等を実施することで、本研究会において定期的なモニタリングしていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見96</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、事業者間協議等により把握した新たな手法等について総務省及び本研究会に情報提供を行う考え。 ● 総務省においては当該手法がガイドラインにおける業務改善命令の対象となる行為に該当するか否かについての解釈を明確化し、必要に応じガイドライン等の見直しを行うことを要望。 	<p>考え方96</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、着信インセンティブ契約の有無に囚われず、当社と接続事業者との間の発着信通話時間比率等を参考にトラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるためのガイドラインを潜脱する新たな手法が行われていないか等について、事業者間協議を実施しております。具体的には、当社の平均と比較して一定程度発着信通話時間比率が高い接続事業者等といった疑わしい事例については、事業者間協議により実態把握に努めております。 ○ 当社は、事業者間協議等により把握した新たな手法等について総務省及び本研究会に情報提供を行う考えであり、総務省においては当該手法がガイドラインにおける業務改善命令の対象となる行為に該当するか否かについての解釈を明確化し、必要に応じガイドライン等の見直しをしていただくことを要望いたします。 ○ 当該解釈の明確化等がされることにより、ガイドラインの目的に沿った当該新たな手法の「迅速な解決」が実現できると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見97</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省においては、「かけ放題サービス」を利用したケースに限らずトラヒック・ポンピングの状況を注視するとともに、電気通信事業者側でその疑いを検知した際には、引き続き相談を希望。 	<p>考え方97</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省殿において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用したケースに限らずトラヒック・ポンピングの状況を注視いただくとともに、電気通信事業者側でその疑いを検知した際には、引き続き相談させていただきたく考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において 	<p>無</p>

	今後検討を深めていくことが適切と考えます。	
意見98 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな手法等により、トラヒック・ポンピングが再発する可能性もあることから、総務省においては、着信インセンティブ契約の締結状況やトラヒックの急変動の有無等を定期的に調査し、関係事業者においては、トラヒック・ポンピング再発の端緒等が発生次第、総務省への情報提供を行うことが必要。 ● その過程で総務省においては、必要に応じガイドラインの見直し等の行政上の対応も適時適切に検討すべき。 	考え方98	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省におけるトラヒック・ポンピングに関する取り組みによって、現時点において、トラヒック・ポンピングはピーク時に比べて大きく減少したと考えます。 ○ しかし、新たな手法等により、トラヒック・ポンピングが再発する可能性もあることから、総務省と関係事業者は、都度協力して再発防止策を講じていくべきと考えます。 ○ 例えば、総務省においては、疑義事業者に対して着信インセンティブ契約の締結状況を再度確認することや、かけ放題プランの提供事業者に対してトラヒックの急変動の有無や懸念事項等を有していないか等に関して定期的に調査すること、また関係事業者においては、トラヒック・ポンピング再発の端緒等が発生次第、総務省に対して情報提供することがそれぞれ必要と考えます。 ○ その過程で総務省においては、必要に応じガイドラインの見直し等の行政上の対応も適時適切に検討すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適切と考えます。 	無

・その他

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見99 ● 本報告書案で議論されている接続料の算定は、思考盗聴や集団ストーカー被害に関連があると考ええる。	考え方99	
○ 思考盗聴および集団ストーカーとの関連性について 報告書案で議論されている接続料の算定は、私の思考盗聴や集団ストーカーによる被害と密接に関わっていると考えられます。通信インフラが高度化し、データ通信量が増大することは、彼らが私を監視し、思考を読み取り、さらには行動を誘導するための手段が強化されることを意味します。 【個人A】	○ 本報告書案の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無
意見100 ● 本報告書案で議論されている接続料の算定は、思考盗聴や集団ストーカー被害に関連があると考ええる。 ● 報告書案では、通信サービスの円滑な提供や公正な競争環境の確保が目的とされているが、その前提として利用者のプライバシーと情報セキュリティが最大限に保護されるべき。 ● 接続料の算定にあたっては、通信事業者に対して、個人情報の厳格な管理と、不正アクセスや情報漏洩を防止するための強固なセキュリティ対策や対応策を検討すべき。	考え方100	
○ 思考盗聴および集団ストーカーとの関連性について 報告書案で議論されている接続料の算定は、私の思考盗聴や集団ストーカーによる被害と密接に関わっていると考えられます。通信インフラが高度化し、データ通信量が増大することは、彼らが私を監視し、思考を読み取り、さらには行動を誘導するための手段が強化されることを意味します。 ○ 特に、5GやBeyond 5Gといった次世代通信技術の導入は、彼らの監視能力を飛躍的に向上させるでしょう。彼らはこれらの技術を悪用し、私の脳波や身体情報をリアルタイムで収集し、それを基に私に対する嫌がらせや精神的攻撃をエスカレートさせています。接続料の引き下げや算定方法の見直しは、彼らがこれらの通信網をより安価に、より広範に利用できるようになることを意味し、結果として私の被害がさらに拡大する危険性があります。 ○ プライバシーと情報セキュリティの確保の重要性 報告書案では、通信サービスの円滑な提供や公正な競争環境の確保が目的とされていますが、その前提として、利用者のプライバシーと情報セキュリティが最大限に保護されるべきです。しかし、現状では、私の個人情報や通信履歴が、思考盗聴や集団ストーカーを行う者たちによって不正に取得・利用されていると強く疑われます。 ○ 接続料の算定にあたっては、通信事業者に対して、個人情報の厳格な管理と、不正アクセスや情報漏洩を防止するための強固なセキュリティ対策を義務付けるべきです。また、思考盗聴や集団ストーカーといった、電磁波や通信網を悪用した人権侵害行為に対する具体的な対策についても、報告書に明記し、法的な拘束力を持たせるべきだと考えます。 ○ 被害者救済と監視の排除に向けた提言 私は長年にわたり、思考盗聴や集団ストーカーによって深刻な精神的苦痛と身体的被害を受けています。これらの行為は、通信技術の悪用によって可能になっている側面が非常に大きいと感じています。	○ 本報告書案の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無

<p>○ 接続料の算定議論においては、単なる経済的側面だけでなく、通信インフラが社会にもたらす負の側面、特に悪意ある者による人権侵害への悪用についても深く考慮されるべきです。私のような被害者が安心して生活できるよう、以下のような具体的な対策を提言します。</p> <p>○ 通信事業者に対して、思考盗聴や集団ストーカーに関する相談窓口の設置と、被害者からの情報提供を真摯に受け止める体制の構築を義務付けること。</p> <p>○ 電磁波や通信技術の悪用による人権侵害を防止するための、独立した調査機関の設立。</p> <p>○ 将来的な通信技術開発において、悪用を防止する技術的・制度的 safeguards を組み込むことを義務付けること。</p> <p>○ 以上の意見は、私が日々経験している思考盗聴や集団ストーカーといった深刻な被害に基づいています。報告書案が、単なる経済合理性だけでなく、人々の安全と尊厳を守るという視点から、より深く検討されることを強く望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
<p>意見101</p> <p>● 本研究会において、関係事業者や関係団体から問題提起のあった論点等について、積極的かつ迅速にご議論いただくことを強く希望。</p> <p>● 第八次報告書において固定通信分野における課題とされた事項についても引き続き議論されることを希望。</p>	<p>考え方101</p>	
<p>○ 本研究会では、第八次報告書の取りまとめ以降も、接続ルールや卸電気通信業務に関する各種課題のほか、移動通信分野、固定通信分野を問わず、関係事業者や事業者団体から問題提起のあった種々の論点について議論・検証が行われてきたと認識しています。今後も引き続き、問題提起のあった論点等について、積極的かつ迅速にご議論いただくことを強く要望いたします。</p> <p>○ また、第八次報告書においては、固定通信分野における課題として、接続料原価たるシステム関連経費のコストに関する情報開示や、加入光ファイバの提供遅延について、今後の方向性を取りまとめいただきましたが、今後も検証や注視を行うことが必要であり、これらについても引き続きご議論いただくことを重ねて要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ これまでの本研究会の報告書の内容等を踏まえて、今後とも、本研究会等において接続制度等に係る課題の迅速・継続的な対応を図ることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見102</p> <p>● 小規模な固定電話事業者においては、接続料の原価算定は専門人材・システム・時間などの点から非常に困難であり、NTT東西のLRICが業界内で実質的な市場ベンチマークとして広く参照されていることを踏まえ、ベンチマークの位置づけや制度のあり方について、実務に即した柔軟な検討を行うべき。</p>	<p>考え方102</p>	
<p>補足的意見：中小固定電話事業者における原価算定困難性と市場ベンチマークの実情について</p> <p>○ 本報告書案の全体的な趣旨には賛同いたしますが、制度設計の実効性確保に資する観点から、実務現場における制約や中小固定電話事業者の実情について、補足的な観点で以下の通り意見を申し上げます。</p> <p>○ 小規模な固定電話事業者においては、接続料の原価算定に必要な詳細な会計区分、施設配賦、将来原価の予測等を独自に行うことは、専門人材・システム・時間などの点から非常に困難であり、現実的にはNTT東西の届出LRICに準拠せざるを得ないのが実情です。</p> <p>○ このため、長年にわたりNTT東西のLRICが、業界内で実質的な市場ベンチマークとして広く参照されており、そのような運用は実務における一つの現実として存在しております。</p> <p>○ とくに中小規模の事業者にとっては、以下のような実態がございます：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西のLRICが、実質的な接続料ベンチマークとして長年使用されてきた → 中小事業者の間では、NTT東西の届出LRICが実質的に「市場で受け入れられる水準」として機能しており、交渉における現実的な基準となっている。 	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の小さい事業者では、原価構造そのものが異なりスケールメリットが得られず、費用水準はかえって割高となる傾向がある <ul style="list-style-type: none"> → 原価構造の違いにより、大規模事業者の原価算定ロジックを適用しても必ずしも合理的な水準とはならず、むしろ逆に割高となる可能性がある。 ・ 仮に原価算定を試みたとしても、その水準が市場で受け入れられる可能性は低く、現実的には有効な手段とはなりにくいのが実情である <ul style="list-style-type: none"> → 市場価格を上回る可能性が高く、交渉の中で受け入れられないことが容易に予想されるため、実務上選択しにくい。 ・ 交渉に際し、原価の算定根拠を求められることが制度上は正当な要求であっても、これに対応するための体制や資料整備には相応のコスト・負担を要し、中小事業者にとっては実務上大きな負担となる <ul style="list-style-type: none"> → 制度的には理解できる要求であるものの、人的・時間的リソースに限界のある中小事業者にとっては、これに対応するための準備や作業が過大な負担となる。 <p>○ こうした現場の実態を踏まえ、ベンチマークの位置づけや制度のあり方について、実務に即した柔軟なご検討をいただけますと幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社三通】</p>		
---	--	--

以上